

判例六法プロフェッショナル 判例六法 令和八年版 追録

凡 例

一 本書の構成

1 判例追録 『有斐閣判例六法プロフェッショナル 令和八年版』、『有斐閣判例六法 令和八年版』（以下、両書を併せて「本体」という）締切期日以降令和七年二月末までに刊行された判例集、判例雑誌に掲載された判例を主として掲げた。

2 法令追録 本体収録法令について、令和七年八月一日から令和八年三月一日までの改正経過の一覧表を掲げ、重要な法令の改正については、改正規定を掲載した。

二 判例について

1 判例の選定・要約 選択基準は基本的に本体の基準によっているが、追録としての性格上、時事性のあるものも含めるなどやや広めに選定し、要約も長めにした。右の判例の選定及び要約は、六法編集室において行った。

2 判例の配置 条文との関係では、本体の収録位置・収録順序を前提とし、判例要旨の内容を示す見出しを掲げた。ただし、見出しは本体の体系的分類を必ずしも前提にするものではない。

3 判例の出典 本体と同様の優先順位によったが、参照の便宜を考慮して、公式の判

例集に掲載されたものについても、私的刊行の判例雑誌を併記した。また、判例集等に未登載の判例は事件番号を付し、最高裁判所判例集登載予定の判例はその旨を記した。

4 判例の表示 判例に通し番号を付した。

5 判例のレファレンス 判例のレファレンスを示す場合は、次の例による。

(1) 本体収録判例 本体の判例番号と同じ記号で表記し、同一条文の場合は単に判例番号のみを掲げ、他の条文のときは条 又は掲載箇所を「」内に示した□(◆) 【補充項目の見出し】を、他の法令のときは法令名(略語)、条を付けて判例番号を掲げた。

(2) 追録収録判例 判例に付した通し番号で表記し、同一法令の場合は単に通し番号のみを掲げ、他の法令のときは法令名(略語)を付けて通し番号を掲げた。

三 法令について

1 改正法令名の表記 改正のあった法令の法令名を表題として大文字・ゴシック体で掲げ、その改正の根拠となった法令名を頭部に○を付けて掲げた。()内はその法令の公布年月日と法令番号を示す。

2 片かな法令の表記 判例六法では片かな法令を平かな化して収録してあるが、本書では追録としての性格上、原典(官報)のまま平かな化せずに掲げた。

目次

判例追録

日本国憲法

- 1 投票価値の平等―衆議院（最判令7・9・26民集七九・六・二六七六）……………4
- 2 旧警備業法違憲判決（最大判令8・2・18〔令5オ三六〇〕）……………4

行政法総論

- 3 民法七〇九条の不法行為を構成する行為が宗教法人法八一条一項一号の法令違反行為に当たるとされた事例（最判令7・3・3民集七九・三・九九七、判タ一五三五・六五）……………5
- 4 介護給付費支給決定の申請却下処分が違法であるとした原審に違法があるとした事例（最判令7・7・17民集七九・五・二三三三、判タ一五三七・一九）……………5
- 5 泉佐野市ふるさと納税訴訟差戻控訴審判決（大阪高判令7・10・9〔令7行コ二二〕）……………5

租税法総論

- 6 宗教法人の所有する土地が地方税法三四八条二項三号の「境内地」には当たらないとされた事例（最判令8・1・26〔令5行ヒ三三九〕）……………6

民法

- 7 戸建て住宅に設置された配管等につき本条ただし書の適用を否定した事例（最判令7・12・23民集尊載予定〔令6受二七三三〕）……………6
- 8 別荘地内の土地所有者が当該別荘地の管理会社に対し管理費相当額の不当利得返還義務を負うとされた事例（最判令7・6・30民集七九・四・二二二）……………6
- 9 本条二項を類推適用して素因減額がなされた場合における人身傷害保険金を支払った保険会社による損害賠償請求権の代位取得の範囲（最判令7・7・4民集七九・五・二一五五、判タ一五三七・二七）……………7

保険法

- 10 自動車保険の人身傷害条項に基づく人身傷害保険金の請求権等につき、原審の判断が維持された事例（最判令7・10・30民集七九・七・二七九四）……………7
- 11 素因減額をした場合における保険会社の損害賠償請求権代位取得の範囲（最判令7・7・4民集七九・五・二二五五、判タ一五三七・二七）……………8

民事訴訟法

- 12 業務停止期間中の弁護士が行った即時抗告が補正を命ずることなく不適法として却下された事例（最判令7・12・18〔令7マ四九〇〕）……………8
- 13 婚姻費用分担を定める合意の無効確認の訴

- えについて確認の利益を欠くとした事例（最判令7・9・4民集七九・六・二六三七）……………8
- 14 口頭弁論の結果が陳述されないまま交代後の裁判官により判決がされたことが本条の上告理由に当たるとされた事例（最判令7・7・10〔令7行ツ二二五〕）……………9

民事執行法

- 15 請求異議の訴えが棄却された場合において当該訴えを本案とする強制執行停止申立ての不法行為成立基準が示された事例（最判令7・9・9民集七九・六・二六五）……………9

破産法

- 16 解散していない政党が破産手続開始決定を受けるべき適格を有するとされた事例（最判令7・10・20民集七九・七・二七六五）……………10

刑法

- 17 「出し子」に電子計算機使用詐欺の共謀が認められた事例（最判令7・7・11刑集七九・五・一九九）……………10

刑事訴訟法

- 18 贈賄被疑事件において原々裁判を取り消して勾留を認めた原決定に違法があるとされた事例（最判令7・11・27〔令7シ〇四三〕）……………11
- 19 接見等禁止の裁判に対する準抗告を棄却し

	た原決定に違法があるとされた事例（最決令7・8・14判タ一五三七・三二）……………	11
	20 訴因変更手続を経なかったことに違法はないとされた事例（最決令7・10・20刑集七九・七・三二一）……………	11
	21 本条二号により採用された出所不明確な記載を受傷直後の被害者による申告事実の認定に用いた第一審の判断が違法とされた事例（最決令7・12・10刑集裁裁定定〔令5あ・三七七〕）……………	11
	22 準抗告裁判所が捜査機関の処分を判断するに当たり考慮すべき資料（最決令7・11・10刑集裁裁定定〔令7し・一七七〕）……………	11
	労働契約法	
	23 大学との間で委嘱契約を締結し非常勤講師として任用された者の労働契約法上の労働者性（大阪地判令7・1・30労判一三二九・五）……………	12
	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	
	24 有期常勤講師と無期専任教員の間の賃金相違における本条違反の成否（大阪高判令7・10・14〔令7ネ六〇六〕）……………	13
	労働組合法	
	25 不利益扱いの救済としてバックペイを命じない労働委員会命令の適否（東京高判令7・6・5〔令6行コ一二一〕）……………	13
	26 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	
	優越的地位の濫用が認定された事例（排判令7・9・18〔令7措三〕）……………	14
	消費者契約法	
	27 L Pガスの消費設備等の設置費用に関しL Pガス供給契約が終了する場合に所定の金額を消費者が支払うことを定めた条項が、本条一号の定める条項に当たるとされた事例（最判令7・12・23民集裁裁定定〔令6受二〇四〕）……………	14
	不正競争防止法	
	28 後発医薬品の製造販売等が特許権を侵害する旨の先発医薬品の特許権者等による情報提供が本条一項二号の定める事由に該当しないとされた事例（知財高決令7・8・13〔令7ラ一〇〇三〕）……………	15
	著作権法	
	29 キャラクターの図柄が二次的著作物であるテレビ作品の画像の翻案であるとされた事例（知財高判令7・9・24〔令6ネ一〇〇〇七〕）……………	16
	30 付随対象著作物利用の抗弁に関して、改正後の本条の規定が改正法施行前の行為にも適用された事例（知財高判令7・7・31〔令6ネ一〇〇七五〕）……………	16
	31 「ツイッター」への投稿に掲載された報道写真に本条一項の引用の抗弁が成立するとされ	16
	た事例（知財高判令7・7・31〔令6ネ一〇〇七五〕）……………	16
	法令追録	
	▽収録法令の改正経過……………	18
	公法	
	▽ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正……………	21
	刑事法	
	▽刑事訴訟規則の一部改正……………	22
	社会法	
	▽健康保険法の一部改正……………	25
	▽医療法の一部改正……………	27
	*「判例六法 令和8年版」訂正情報……………	31

判例追録

●日本国憲法

第四條

1 投票価値の平等—衆議院

（衆議院議員選挙区画定審議会による改定案を作成する仕組み）
 1（本件区割制度）に基づき、令和四年法律第八十九号による公職選挙法改正により定められた本件区割規定と、同規定の定める本件選挙区割りの下で、令和六年一〇月七日に本件衆議院議員総選挙が施行された。本件選挙区割りの下において、令和二年国勢調査の結果による選挙区間の日本国民の人口の最大較差が、一対一、九九九であったのに対し、本件選挙当日には一対二、〇五九となっており、選挙人数の最少の選挙区と比べて較差が二倍以上となつてゐる選挙区は、〇選挙区であつた。投票価値の平等は憲法の要求するものである一方、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的のない理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙についての事項は法律で定めるべきものとされ、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員一人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められてゐるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されてゐるのであつて、具体的なお選挙区を定めるに当たつては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区域を、基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的地位などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められてゐる。したがつて、こ

した選挙制度の合憲性は、前記の諸事情を総合的に考慮した上でなお国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによつて判断されることになり、国会がこのような選挙制度の仕組みについて具体的に定めるところが、前記のような憲法上の要請に反するため、前記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することは、初めてこれが憲法に違反することとなる。本件区割制度は、選挙区改定後の選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提に、選挙制度の安定性も考慮しながら、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態が安定的に持続するよう設計されたものであり、合理性を有する。本件選挙当日における選挙区間の投票価値の較差が自然的な人口異動以外の要因によつて拡大したという事情はうかがわれず、本件選挙区割りの下におけるその拡大の程度著しいものともいえないことから、本件選挙区割りが本件選挙当日において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つたとはいえず、本件区割規定は本条一項等に違反しない。裁判官7・9・26民集七九・六・二六七六……上告棄却。高須裁判官の意見がある。

第二條

2 旧警備業法違憲判決

（以下「本件規定」は被保佐人であることを警備業務事由の一つとして定めていた。軽度の知的障害を有する被訴人は警備業務を営む会社で、警備員として交通誘導業務に従事していたが、平成二九年三月、保佐開始の審判が確定したことに伴い、同社を退職した。本件は、国会が被訴人の退職の本条一項及び一四条一項に違反し、国会が被訴人の退職の本条一項及び本件規定を改廃する立法措置をとらなかつたことは違法であることなどを主張し、国家賠償法一条一項に基づき慰謝料の支払を求めた。本件規定の立法目的自体は、重要な公共の利益に合致するものであるが、この目的のために具体的にどのような規制措置が適切であるかを立法府が判断するに当たつては一定の裁量があるものと認められ、被保佐人を被保佐人でない者と区別して一律に規制の対象

にするるとともに、被保佐人の狭義の職業選択の自由を制約するものであることを踏まえて、立法府に広い裁量が認められるわけはない。本件退職時点に至るまでに、成年被後見人等に係る欠格条項については制度利用を阻害するものとして見直しが求められるようになったこと、平成二六年に批准された障害者権利条約やこれに伴う国内法の整備等の一連の動きとあひまつて、徐々に障害者を取り巻く社会や国民の意識の変化が進み、労働者について障害を理由とする差別が禁止されるべきであるとする考え方が確立したことを総合すると、遅くとも本件退職時点までに、被保佐人のうち警備業務を適正に実施するに当たつては必要能力を備へた者が本件規定により一律に警備業務から排除されることによる不利益は、もはや看過し難いものとなつており、本件規定が重要な公共の利益のために必要かつ合理的な範囲であることについての立法府の判断は、その合理的裁量の範囲を逸脱するに至つていたといふべきである。したがつて、本件退職時点において、本件規定は、本条一項及び一四条一項に違反するに至つていたといふべきである。

本件退職時点までに、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しの必要性自体は指摘されていたものの、その指摘は主として成年後見制度の利用を阻害する要因の除去ないし利用の促進の観点によるものであつて、欠格条項に憲法上の問題があることを理由とするものではなく、また平成二八年の成年後見制度の利用の促進に関する法律施行条項一七〇余の法律に設けられた成年被後見人等に係る欠格条項の見直しには相応の時間を要するものであつたといふべきで、令和一法三七等により令和元年中にいずれも削除されるに至つてゐることなどから、本件退職時点において、本件規定が憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず国会が正当な理由なく長期にわたつてその改廃等の立法措置を怠つたといふことは、したがつて、本件立法不作為は、国家賠償法一条一項の適用上違法の評価を受けるものではない。最大判令8・2・18（合五才三六〇）……三浦 尾島 宮川 高須 沖野裁判官の各反対意見がある。

● 行政法総論

□ 行政上の法律関係

民法七〇九条の不法行為を構成する行為が宗教法人法八一条一項の法令違反行為に当たるとされた事例

3 宗教法人法八一条一項が宗教法人の解散命令の事由として、法令に違反行為をしたことと規定している趣旨が、同号所定の事由がある場合には、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切になるところから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わしめることが可能になるようにすることにあることに照らせば、民法七〇九条は一定の行為を禁止する旨を定めた規定であるといえないもの、同条の不法行為を構成する行為は故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害するものであるから、当該行為が著しく公共の福祉を害するものから、当該行為を招来するのであり、これに関係した宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切になることも十分にあり得ることから、同号にいう「法令に違反する行為に当たる。」最判令七・3・3民集七九・三一九七、判タ一五三三・六五

□ 行政の行為類型

介護給付費支給決定の申請却下処分が違法であるとした原審に違法があるとした事例

4 ×は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成二六法八三）による改正前。以下「総合支援法」二〇条一項に基づき、介護給付費の支給決定に係る本件申請をしたとされ、Y市からこれを却下する本件処分を受けたため、本件処分が違法であるとしてYを相手にも本件処分の取消し及び支給決定の義務付け等を求めた事例。なお総合支援法七条及びその委任を受けた総合支援法施行令二条では自立支援給付は、当該障害者の状態につき、介護給付（介護保険法（平成二六法八三）による改正前（四〇条）のうち自立支援給付に相当するものを受けることができる）ときは、受けるこ

とができる介護給付の限度において、行わない旨を規定している。原審は、市町村村民税非課税世帯に属するXが介護保険サービスに係る利用者負担を余儀なくされることは境界層世帯（総合支援法施行規則二七条に該当する者が属する世帯）に属する障害者の比較において不均衡であるとし、Yが不均衡を避ける措置をとらずに本件処分をしたことには裁量権の行使を課す違法があると、本件処分については、市町村の合理的な裁量に委ねられており、また、受けることができる介護給付のうち自立支援給付に相当するものの量を算定する必要があるとし、その量を算定することができないことを理由としてされた本件処分については、その量を算定する必要があるとしたYの判断が、事実の基礎を欠くか、又は、考慮すべきでない事項を考慮し若しくは考慮すべき事項を十分考慮せず、その結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものととして違法となる。介護保険サービスに係る利用者負担の補助の必要性が収入や資産状況など諸般の事情によって左右されることに照らせば、支援事業の実施によって、市町村村民税非課税世帯に属する障害者と境界層世帯に属する障害者との間に、直ちに不均衡が生ずるとはいえない。以上によれば、原審にはYの判断が妥当か否かについて審理を尽くさなかった違法がある。（最判令七・7・17民集七九・五・一三三三、判タ一五三三・一九一（破棄差戻し）

5 倉佐野市が、令和元年度の特別交付税の額の算定方法の特例を定めた、特別交付税に関する省令附則五条二項（令和二年総務省令二一号による改正前）及び七条二項（令和二年総務省令二二号による改正前）の本件各特例規定が、地方交付税法一五一条一項の範囲を逸脱した違法なものであるから、同規定に基づいて処分行政庁によりされた令和元年度の第一回及び第二回の特別交付税の額の決定も違法である旨主張している事案。本件が裁判所法三条一項にいう法律上の争訟に当たるとして、地方交付税法一五一条一項は、その委任に、基準財政収支額の算定の基礎とならない収入項目に係る収入が存在すること又はこれが一定額に及ぶことを特別交付税の減額要因となる事情として定

めることにつき、総務省令に委任しているものと解することとはできない。また委任の趣旨から検討しても、ふるさと納税寄付金に係る収入が一定額に及ぶことについて地方団体の間の公平性確保の観点から特別交付税の減額要因とする否かは、地方交付税制度の本質的事項についての政策決定であり、立法者において主として政治的、政策的観点から判断すべき事項といふべきで、本件各特例規定はふるさと納税寄付金に係る収入が多額である地方団体によって特別交付税の大幅減額をもたらす得るので、当該地方団体に重大な財産上の不利益を生じ得るものである。そのような定めは総務大臣の専門技術的な裁量に委ねるのが適当な事項であるとはいえず、本件各特例規定が地方交付税法一五一条一項の範囲を逸脱し違法・無効であるため、同規定に基づいて処分行政庁によりされた本件各決定も違法であるから、本件各決定を取り消すべきである。（大阪高判令七・10・9（令七〇三二）……行訴一条四の差戻差断書）

●租税法総論

□ⅡV 租税法の解釈・適用

6 宗教法人の所有する土地が地方税法三四八条二項三号の「境内地」には当たらないとされた事例

〔宗教法人は本堂に隣接する自己所有の本件土地を訴外会社(資貨社)、同会社は本件土地上に一階地上・一七階建ての商業施設を建築した。同建物は地上一階から三階までに相当する中央部分が通り抜け可能な空洞部分となっており、当該部分は宗教法人法三九条の参道として用いられている。X市長は本件土地の全部が地方税法三四八条二項三号所定の境内地に該当しないことを前提に固定資産税等の賦課決定をした。原審は、本件土地には、参道として使用されている地方税法三四八条所定の境内地の用途に供されている空間と、訴外会社に賃貸されて商業施設の用途に供されている空間とを混同する本件賦課決定は、上記境内地の用途に供されている部分についてまで固定資産税等を賦課する限度で同項に反するとした。本件土地のうちYの本堂への参道として用いられた部分についてみて、同部分は宗教法人法三九条三号に掲げる土地として、同条に規定する境内地に該当するものの、その上に賃貸用商業施設である本件建物の四階から一七階までの一部が存在していたのであり、そうすると上記部分は参道の用に供されていただけでなく、それ以外の用にも供されていたというべきであり、本件土地は上記部分を含め、地方税法三四八条二項三号の「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法三九条に規定する境内地」には該当しない。(最判令8・1・26〔令5行〕三三九)……Xの取訴部分を破棄、Yの控訴を棄却した。高須裁判官の反対意見、三浦裁判官の補足意見がある。

●民法

第二四二条

戸建て住宅に設置された配管等につき本条ただし書の適用を否定した事例

7 〔告人Xは本件建物にLPガスの消費設備に係る本件配管を設置した。本件建物を購入した被上告人Yは、Xとの間で本件建物に係るLPガスの本件供給契約を締結するとともに、(ア)本件配管の所有権がXに存在することを確認した上、本件配管について売買契約を締結すること、(イ)Yが本件供給契約を解除したとき、Xは前記売買契約の予約完結権(本件予約完結権)を行使できること、(ウ)本件配管の代金額をYが支払うことを合意した本件取等と内容とする本件契約を締結した。YがXに対し本件供給契約を解除する旨の意思表示を行ったところ、Xは本件予約完結権を行使する意思表示をした上で、Yは、Xに対し本件売買契約に基づく売買代金債務を負っており、被上告人Yは、XのXに対する前記債務を併存的に引き受けたなどと主張し、YのXに対し、売買代金等の支払を求めた。原審は、本件配管は本件建物に付合したものでないとして、本件契約を売買予約契約としたが、本件配管について、本件建物に付合したものであり、本条ただし書の適用もないのであれば、本件契約が締結される以前からYがその所有権を有していたこととなる。このような場合、XからYへの本件配管の売買予約について定められた本件契約を売買予約契約と解することはできない。本件配管を撤去するためには、本件建物及びその住宅設備を相当程度毀損する必要がある。その撤去と本件建物等の復旧には相応の手間や費用を要することが見込まれる。また、本件配管は、本件建物の構造に利用されて設置されているもので、本件建物と一体として用いられることではじめてその経済的効用を發揮するものである上、撤去後の本件配管の経済的価値が乏しいものであることがわることからすると、相応の費用等をかけて本件配管を撤去する意義は見いだし難い。これに加え、戸建て住宅に設置されている状態のLPガスの消

費設備に係る配管が、当該住宅と別個独立に公の市場において取引されるものであることがわれないことも考慮併せて、本件配管について、本件建物とは別個に所有権の客体となるものと解すべき必然性は乏しい。前記事情に照らせば、本件配管については、本件建物に付合したものである。また、本条ただし書は、不動産に付合したものでない、なお当該不動産とは別個の存在を有する場合のみ適用されるものであるが、本件配管が本件建物と別個の存在を有するものではない。本条ただし書の適用はない。(最判令7・12・23民集裁す定〔令6受〕一三二)……Xの請求は理由がないとしてXの上告を棄却した。

第七〇三条

別荘地内の土地所有者が当該別荘地の管理会社に対し管理費相当額の不当利得返還義務を負うとされた事例

8 〔Xは、不動産管理業務等を目的とする株式会社であり、管理する本件別荘地内に土地を所有する者との間で個別に本件管理契約を締結し、本件管理契約に基づく本件管理業務を実施している。Yは本件別荘地に本件土地を所有するものの、Xとの間で本件管理契約を締結せず、管理費を支払っていない。Xは、Xに対し、不当利得返還請求権に基づき、前記管理費の支払を求めた。Xの本件管理業務という労務は、本件別荘地内の土地に建物や建築してその土地を利用しているか否かにかかわらず、本件別荘地所有者に利益を生じさせるものであり、本件管理業務に対する費用は、本件別荘地所有者から本件管理業務に対する費用を受取ることにより、即ち賄うことが予定されているから、Yは、本件管理契約を締結することなくXの本件管理業務による労務及び法律上の原因なく利益を受け、そのためにXに損失を及ぼしたものと認められる。そして、X以外に本件管理業務を提供することができる者がいることは明らかでないことなどでも踏まえて、YがXによる本件管理業務の提供費として相当と認められる額の負担を免れることはできず、このように解することが契約自由の原則に反するものではない。よって、Yは、Xに対し、本件管理業務に対する管理費として相当と認められる額の不当利得返還義務を負

う。〔裁判令7・6・30民集七九・四・二二二……〕Xの請求を棄却した原判決を破棄し、Yの控訴を棄却した

第七二三条

本条二項を類推適用して素因減額がなされた場合における人身傷害保険金を支払った保険会社による損害賠償請求権の代位取得の範囲

9 Xは、普通乗用自動車運転して、Yが所有・管理する駐車場に進入した際、同駐車場の現統により、腰椎椎間板ヘルニア等の傷害を負った。前記事故前におけるXの過失割合は二割である。Xは、前記事故前から椎間板に本件変性が生じており、本条二項を類推適用して、本件変性をししやくし、前記事故による損害額から三割の素因減額した金額に、過失相殺し、Yからの既払金を控除した金額の損害賠償請求権をXが有するに至ったところ、Xに人身傷害保険金を支払った訴外保険会社が代位取得する損害賠償請求権の範囲が争われた。〔本条④の判断を示した上で、本件で適用された保険契約の約款中の人身傷害事項には、被保険者が自動車の運行に起因する事故等に該当する急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った時に既に存在していた身体の障害又は疾病（既存の身体の障害又は疾病）の影響により、前記傷害が重大となった場合には、訴外保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払う旨の本件限定支払事項が置かれている。これは、人身傷害保険金は前記事故により被保険者が身体に傷害を被るることによって被保険者等に生じた損害の填補を目的として支払われるものであることから、前記の場合には、訴外保険会社は、その影響の度合いに応じて保険金の一部を減額して支払うものとする〕により、既存の身体の障害又は疾病による影響に係る部分を保険にによる損害填補の対象から除外する趣旨を明らかにしたものである。そうすると、前記人身傷害事項に基づき支払われる人身傷害保険金は、被保険者の既存の身体の障害又は疾病による影響に係る部分を除いた損害を填補する趣旨・目的の下で支払われる。したがって、前記人身傷害事項の被保険者である被害者に対する加害行為と加害行為前から存在していた被害者の疾患とが共に原因となつて損害が発生した事案について、裁判所が、損害賠償の額を定

めるに当たり、本条二項の過失相殺の規定を類推適用して、前記疾患をししやくし、その額を減額する場合において、前記疾患が本件限定支払事項にいう既存の身体の障害又は疾病に当たるときは、前記疾患が本件限定支払事項にいう既存の身体の障害又は疾病に当たるときは、前記疾患が本件限定支払事項にいう既存の身体の障害又は疾病に当たるときは、被害者に対して人身傷害保険金を支払った訴外保険会社は、支払った人身傷害保険金の額と前記の減額した後の損害額のうちいずれか少ない額を限度として被害者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得する。〔裁判令7・7・4民集七九・五・二二五、判タ一五三七・二七……〕上告棄却。林裁判官の補足意見がある

● 保険法

第二章

自動車保険の人身傷害事項に基づく人身傷害保険金の請求権につき、運転中に事故により死亡したAの相続人であるBはAを被保険者とする自動車保険契約の保険者Xに、当該普通保険契約に適用される普通保険約款中の人身傷害事項に基づきAの人身傷害保険金の請求権を相続取得したとして、その支払を求めて訴訟を提起した。〔B死亡後、Yが相続により本件訴訟を承継。Xは、右記請求権がAの相続財産に属するものではなく、AのYが原始的に取得していること、仮にYらが取得していたとしても本件人身傷害事項において精神的損害の額として定められている金額の一部は当該Yらが取得するべきものであるから、当該金額の全額をYらが取得することを前提として保険金額を算定できないことを主張している。本件人身傷害事項には保険金請求権者を「人身傷害事故により損害を被った」者とする定めがあることなどから、人身傷害保険金は、損害を被った者にその損害を填補することを目的として支払われるものである。また本件人身傷害事項は、人身傷害事故により被保険者が死亡した場合を含め、精神的損害につき被保険者本人等が受けた精神的苦痛による損害とする文言があることなどにより、死亡保険金より填補されるべき損害が被保険者自身に生ずることが前提とされていることからすると、死亡保険金の請求権は相続財産に属するものである。〕

10 自動車保険の人身傷害事項に基づく人身傷害保険金の請求権につき、運転中に事故により死亡したAの相続人であるBはAを被保険者とする自動車保険契約の保険者Xに、当該普通保険契約に適用される普通保険約款中の人身傷害事項に基づきAの人身傷害保険金の請求権を相続取得したとして、その支払を求めて訴訟を提起した。〔B死亡後、Yが相続により本件訴訟を承継。Xは、右記請求権がAの相続財産に属するものではなく、AのYが原始的に取得していること、仮にYらが取得していたとしても本件人身傷害事項において精神的損害の額として定められている金額の一部は当該Yらが取得するべきものであるから、当該金額の全額をYらが取得することを前提として保険金額を算定できないことを主張している。本件人身傷害事項には保険金請求権者を「人身傷害事故により損害を被った」者とする定めがあることなどから、人身傷害保険金は、損害を被った者にその損害を填補することを目的として支払われるものである。また本件人身傷害事項は、人身傷害事故により被保険者が死亡した場合を含め、精神的損害につき被保険者本人等が受けた精神的苦痛による損害とする文言があることなどにより、死亡保険金より填補されるべき損害が被保険者自身に生ずることが前提とされていることからすると、死亡保険金の請求権は相続財産に属するものである。〕

被保険者の死亡によつて固有の精神的損害を受けた被保険者の近親者は、本件人身傷害事項の定めにより、これを填補するため的人身傷害保険金の請求権を取得するものと解され、人身傷害保険金を支払うべき損害の額は、人身傷害事項填補基準により算定された金額の合計額であるとされており、本件損害額基準において被保険者の属性に依つた区分ごとに単一の金額である本件精神的損害額が定められていることからすれば、本件精神的損害額は、被保険者自身及びその近親者の精神的損害の填補として支払われるべき人身傷害保険金の総額を定めたものである。被保険者に近親者が存在しない場合には死亡した被保険者

判例追録(民事訴訟法)

の精神的損害額が本件精神的損害額の全額であることを前提に、死亡保険金の額を算定されるべきこととなるが、近親者が減少することによって被保険者が受けた精神的苦痛等が減少するものとはいえず、本件人身傷害系項に当該近親者の保険金の額と死亡保険金の額とを調整する規定もない。加えて、被保険者の近親者が固有の精神的損害についての請求をする意思がない場合において死亡保険金の額が減額されるのであれば本件精神的損害額の全額に満たない額しか支払われないことになり、本件損害額基準で被保険者の属性ごとに単一の金額である精神的損害額を定めていることとそぐわない。以上によれば、人身傷害保険金を支払うべき被保険者の精神的損害額の全額に満たない金額であることを前提として算定されるべきであった。被保険者の死亡により精神的損害を受けた被保険者の近親者が存在することは死亡保険金の額に影響を及ぼすものではない。(最判令7・10・30民集七九・二七九四……上告棄却)

第五条

要因減額をした場合における保険会社の損害賠償請求権
 地位取得の範囲
 ↓民9

●民事訴訟法

第五四条

業務停止期間中の弁護士が行った即時抗告が補正を命ずることなく不合法として却下された事例

12 (抗告手は、本件弁護士を本件代理人として、家庭裁判所に申し立てた婚姻費用分担調停を継続して、裁判所書記官に対する忌避の申立てをしたところ、家庭裁判所は、令和七年一月二二日 前記申立てについて、手続の遅滞のみを目的として、却下する旨の決定(原決定)をした。また、本件弁護士は、同月二五日 弁護士会により、業務停止六月の本件懲戒処分を受け、遅くとも同月二六日には当該裁判所の知るところとなった。その後、本件弁護士が、原決定に対する不服申立てをする旨の書面を裁判所に提出し、これにより、本件抗告をした(㉒)を引用の上) 本件抗告は、本件弁護士が、本件懲戒処分を知らなかった即時抗告であり、当裁判所が本件懲戒処分を知った後にされたものであるため、本件弁護士は、本件抗告の手続から排除されなければならない。本件抗告は、手続代理人となる資格を一時的に停止された者がした不合法なものとなる。弁護士法の懲戒制度は、同法一条で定めるように弁護士への使命と職務を全うし、弁護士に対する信頼を維持し向上させるために定められたものであって、高度の公益性を有するから、抗告の趣旨は貫徹されるべきものである。そして、本件懲戒処分の効力が生じている限り、これに従うことが強く求められるべきであるにもかかわらず、本件抗告は、本件弁護士が、本件懲戒処分を受けながら、これに違反する意図をもって当裁判所に本件書面を提出することによりされたものということができる。さらに、本件書面には、抗告本人の本件弁護士に対する委任状が添付されておらず、抗告理由に関して本件事案に即した実質的な記載が乏しいこともあって、本件抗告が抗告人の意思を反映したものであることをうかがわせる事情は見当たらない。これらの事情を併せ考慮すると、本件抗告について抗告人本人の追認により有効となると解することは、弁護士法が懲戒制度を設けた前記趣旨を没却するに等しいから、本件抗告は、その不備を補正す

第三四二条の二

婚姻費用分担を定める合意の無効確認の訴えについて確認の利益を欠いた事例

13 (上告人Xと被上告人Yは、婚姻後別居し、平成二十九年一月XがYに対して婚姻費用として毎月一六万円を支払うことを合意した(本件合意)。令和二年二月、YがXを相手方とする婚姻費用分担審判を家庭裁判所に申し立て、同裁判所は、令和四年九月、本件合意はXの当時の年収につき実際の額よりも低廉な額を前提としていたところ、このことは本件合意に基づき婚姻費用の分担額を変更すべき事情に当たらないから、前記申立てがされた令和二年一月以降の前記分担額を改めるべきであるとして、変更後の分担額と既払額との差額及び令和四年九月以降月額二九万円の婚姻費用の支払をXに命ずる旨の審判をした。Yが、Xに対し、Xの年収について錯誤があったとして本件合意の無効確認を求めた事案で、本件訴えに確認の利益が認められる旨を主張している。原審は、本件訴えが本件合意という過去の法律関係の存否を確定することを求める確認の訴えであるとした上で、本件訴えを不合法として却下した第一審判決(原々判決)を取り消し、本件を第一審に差し戻した(㉒)の判断を示した上で) 婚姻費用の分担義務は、夫婦の生活の経済的安定に関わるものである一方、その分担の内容は、婚姻費用合意によって以後固定されるものではなく、適時に新たな形成があり得るものである。このため、婚姻費用分担審判の手続においても、婚姻費用合意が有効に成立したか否かが争われるとともに、婚姻費用合意と異なる分担の内容を形成することを求める旨の主張がされた場合、家庭裁判所は、婚姻費用合意の存否等のみならず、夫婦の収入等の一切の事情も踏まえ、婚姻費用の分担額やその支払の始期等を検討し、婚姻費用の分担の内容を新たに形成する審判をすることになる。そうすると、別途民事訴訟で婚姻費用合意が有効に成立したか否かが確定されていないからといって、家庭裁判所が婚姻費用合意と異なる分担の内容を形成することが妨

●民事執行法

第三六条

請求異議の訴えが棄却された場合において当該訴えを本案とする強制執行停止申立ての不法行為成立基準が示された事例

15

〔条件不動態明渡しの確定判決 条件確定判決を得た債権者Xに対し、債務者Yらが、請求異議の訴えを提起するとともに、これを本案とする本案一項の強制執行の停止の申立て(本件執行停止の申立て)をし、本件確定判決による強制執行の停止を命ずる決定がされた。その後、前記訴えにおいて、Yは、本件不動産について留置権を有すること及び本件確定判決を債務名義とする強制執行が権利の濫用によることを異議の事由として主張したが、いずれも本件不動産の明渡訴訟における事実審の口頭弁論終結前の事情であり、異議の事由に当たらないとして、Yの請求は棄却された。そこで、Xは本件執行停止の申立てが不法行為に当たると主張して、Yらに対し、強制執行の遅延により生じた損害等の賠償を求めた〕強制執行によって債務名義で公証された給付請求権を実現する債権者の利益は法的に保護されるべきものであり、強制執行の停止の申立てをする者は、前記の利益が不当に侵害されないよう、異議の事由を事実上及び法律上裏付ける相当な根拠について調査、検討する注意義務を負う。したがって、請求異議の訴えを本案とする本案一項の強制執行の停止の申立てがされ、強制執行の停止を命ずる裁判がされた後、当該訴えについて請求を棄却する判決が確定し、当該強制執行の停止を命ずる裁判が取り消された場合において、当該申立てをした者に主張した異議の事由が事実上又は法律上の根拠を欠くことについて故意又は過失があるときは、当該申立てをした者は、債権者が強制執行の停止によって被った損害を賠償する義務を負う。そして、前記の場合、異議の事由を裏付ける根拠に関する前記注意義務が尽くされなかつた可能性が相応にあり、また、本案一項の強制執行の停止を命ずる裁判は、簡略な手続によるものとされていることに照らすと、強制執行の停止により債権者に生じた不利益の回復に配慮することが公平に適用するため、申立てをした者には前記注意義務を尽くさな

かつた過失があると推定するのが相当であるが、債務名義の種類や異議事由の内容等に照らし、申立てにつき相当な事由があったと認められるときは、その申立てに基づき強制執行の停止を命ずる裁判が取り消されたとの一事をもつて当然に過失があつたといふことはできない。〔最判令7・9・9民集七九・六・二六五二……原判決中本件損害賠償請求に関する部分を破棄、差戻し〕

第三二二条

口頭弁論の結果が陳述されないまま交代後の裁判官により判決がされたことが本案の上告理由に当たるとされた事例

14

原審の口頭弁論期日において合議体の裁判官の一名が交代したが、従前の口頭弁論の結果が陳述されないまま弁論が終結され、交代後の裁判官によって原判決がされたとする。原判決は、民法法二四九条一項に違反し、その基本となる口頭弁論に関与していない裁判官によってされたものであり、本案二項一号に規定する事由が存在する。〔最判令7・7・10〔令7行ツ二五〕……上告理由を判断するまでもなく、原判決を破棄し、原審に差し戻すべきとした(2)参照〕

事例

●破産法

第三案

解散していない政党が破産手続開始決定を受けるべき適格を有するとされた事例

16 (政党交付金の交付を受ける法人格を有する政党等(抗告人)につき、抗告人の債権者が破産手続開始の申立てをした事実、抗告人は、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(法一七条の二)第一項という法人である政党等であり、法一〇条第一項又は二項の規定により解散したものは当たらないと認め、原告は、抗告人について破産手続開始の決定を受けるべき適格を有するとして、本件申立てを認容すべきものとした。本条は破産手続に關し民法二八条を準用しているから、民法上の権利能力を有する者は、破産手続開始の決定を受けるべき適格を有するものが原則である。また、法が、解散した法人である政党等につき破産手続開始の決定を受けた場合の規定を置いていることからしても(法一〇条の九)、かかる政党等がおよそ破産手続の対象となり得ない性質の法人であると考えるところはできず、解散していない場合であっても破産手続開始の原因となる事実があるときに破産手続の対象とすべき必要性が生じ得ることとは解散した政党等の場合と異ならない。法一〇条第一項が破産手続開始の決定を解散事由に掲げていないのは、法人である政党等が破産手続の開始によつて解散せず、手続終了後も法人格を失わないことを意味するにすぎない(破産法三五条参照。政党助成法四条第一項の趣旨目的は、国が、政党交付金を交付するに当たり、政党の政治活動の自由を阻害することがないようにすることにあるところ、解散していない法人である政党等が、破産手続開始の決定を受け、政党交付金を含む自らの財産の管理処分権を失うことがあるとしても、当該財産は当該法人の自由な政治活動のために生じた破産債権に対する配当の原資等になるのであつて、同項の趣旨目的に反するものではない。また、同法三三条第二項に基づき、総務大臣から政党交付金の返還命令を受ける場合があり得るとしても、そのことは、法人である政党等が解散していない限り破産手続の対象となり得ないと考えるべき根拠とはならないし

たがって、法人である政党等は、法一〇条第一項又は二項の規定により解散したものでない場合であつても、破産手続開始の決定を受けるべき適格を有する。(最決令7・10・20 民集七九・七・二七六五……抗告棄却)

●刑法

第八〇条

「出し子」に電子計算機使用詐欺の共謀が認められた事例

17 (被告人は特殊詐欺のいわゆる「出し子」として、暗証番号が記載された他人名義のキャッシュカード複数枚の交付を受け、現金自動預払機から現金を引き出し、引き出した現金から報酬を差し引いた上で残りを指定されたコインロッカーに入れるなどして回収役の者に交付した。被告人は本件電子計算機使用詐欺の行為態様については説明されていなかったものの、特殊詐欺等の犯罪行為によつて得られた現金を引き出す等の可能性を認識した上で、これを実行しているのであり、実行犯(架け子)らにおいても被告人が現金の引き出しを行うことを前提として本件電子計算機使用詐欺に及んだといえるから、被告人と実行犯との間では暗黙のうちに意思を通じ合ったものとして、本件各電子計算機使用詐欺の共謀が認められる。(裁判令7・7・11刑集七九・五・一九九……実行犯が行う犯罪行為に対する出し子の認識としては、人を欺いて、人を欺いて行う現金自動預払機を操作させて振込送金をさせるという中核的な行為態様に対する認識を含む未必的認識で足りるとする平木裁判官の補足意見がある)

刑事訴訟法

第六〇条

贈被疑事件において原々裁判を取り消して勾留を認められたるに違法があるとされた事例

18

〔医療関連商品の製造販売等を営む会社の営業所長であった被疑者らと、国立大学医学部附属病院の医師に関する贈被疑事件。原々審は勾留の必要性がないとして勾留請求を却下したが、原決定は勾留を認め原々裁判を取り消した。本件において、勾留の必要性の判断を大きく左右する要素は、罪証隠滅の現実的可能性の程度であると考えられ、記録によれば、原々裁判は、原決定指摘の事情も考慮の上で、罪証隠滅の現実的可能性を肯定しつつ、客観的証拠の収集及び客観的証拠を踏まえた関係者からの事情聴取が相当に進んでいること、被疑者自身も数か月にわたって任意の取調べにおおむね応じていたことなどに鑑みて、罪証隠滅の現実の可能性が高くないと判断していることから、原々裁判の判断は、一件記録に基づき、罪証隠滅の現実的可能性の程度を基礎付ける事情を具体的に検討した上でなされており、その判断理由にも合理性がある。一方、原決定は、罪証隠滅の現実的可能性の程度について、原々裁判が判断の基礎としたものとほぼ同一の事情を指摘するのみで、これらの事情に関する原々裁判の評価が不合理であるとする理由を裏づける示すことができず、原々裁判と異なる判断をした理由も示していない。原決定には、本条一項、刑訴法四二六条の解釈適用を誤った違法がある。最決令7・11・27(合7し〇四二)……原決定取消し〕

第八一条

接見等禁止の裁判に対する準抗告を棄却した原決定に違法があるとされた事例

19

〔性的暴露撮影未遂被疑事件において、原々審が、被疑者が勾留された同日に、検察官の請求により、被疑者と弁護人らとの接見等を禁止する旨の裁判(原々裁判)をしたことに、対し、弁護人が本件準抗告を申し立てたところ、原決定は、原々裁判の判断は正当であるとして、本件準抗告を棄却した

事例)本件は、事案の性質、内容をみる限り、被疑者が被疑事実を否認しているとしても、勾留に加えて接見等を禁止すべき程度の罪証隠滅のおそれがあるとはいえないこと、原決定が審査するに当たり、被疑者が接見等に より実効的な罪証隠滅に及び得る現実な可能性があることを基礎付ける具体的事情が一件記録上認められるかどうかを調査し、原々裁判を是認する場合には、そのような事情があることを指摘する必要があったといふべきであり、何ら指摘することなく原々裁判を是認した原決定には、本条、刑訴法四二六条の解釈適用を誤った違法がある。最決令7・8・14判六二五三七・三三……原決定取消し、差戻し〕

第三二一条

訴因変更手続を経なかったことに違法はないとされた事例

20

〔全体が包括一罪を構成する長期間継続的に行われた業務上横領の事案について、月ごとの横領金額を明示した訴因に対し、第一審裁判所が、訴因を下回る合計横領金額を認定しつつ、横領の成立時期をより遅く認定した部分があることに伴い、一部の月の横領金額につき訴因に明示された金額を上回る金額を認定したという事情が違法であるとして、第一審裁判所が訴因変更手続を経なかったことに違法であるとしない。最決令7・10・20判集七九・七・三二一〕

第三二二条

本条二号により採用された出所不明確な記載を受傷直後の被害者による申告事実の認定に用いた第一審の判断が違法とされた事例

21

〔傷や被被害事件において、第一審は、救急搬送記録や各病院の診療録等の記載内容を認定した上で、病院の診療録中にある看護師が作成した本件記載(会社の人に手と足をつかまされ、ピニールプールに投げ込まれ、背中と腰から転落、更には一人乗りかきり受傷)などとするもので、刑訴法三三六条の同意がなく、本条二号により採用された部分を含むもの)があることなどに照らし、被害者が、自ら負傷した直

後には、医療関係者らに対し、負傷時の状況として、公訴事実による被告人による暴行の被害を受けた状況とは異なり、勤務先の同僚の手でプールに投げ込まれるなどとした状況を申告していたとする本件申告事実の存否につき、その可能性があると認定した。これを前提に、公訴事実と同旨の被害状況を述べた被害者の公判供述の信用性を否定し、被告人を無罪とした。原判決は、第一審判決について、再伝聞証拠である本件記載自体から被害者自身が救急隊員に対して本件記載にあるような発言をした可能性があると認定したもので、その認定は伝聞法則に反し、違法であるとされた。本件記載自体からは、記載者がいかなる情報に基づいて本件記載をしたのかは明らかでない、その情報の発信者も特定されていないので、出所不明確な情報にすぎない本件記載の存在を認定する上で、有意な証明力を有しない。本件記載をした看護師の第一審公判供述によっても、本件記載は救急救命士から短時間のうちに聴き取った内容に過ぎず、作成以前の過程は証拠上明らかでない。第一審が本件記載から本件申告事実を推察した判断過程は判文上判断しないが、このような出所不明確な本件記載を、受傷直後の被害者による本件申告事実の認定に用いた第一審の認定判断は、要証事実との関連性を見誤り、伝聞証拠に関する刑訴法の規定を濫脱する違法がある。最決令7・12・10判集登載予定〔合らあ三七〕……破棄差戻しとした原判決を是認した

第三三一条

準抗告裁判が捜査機関の処分を判断するに当たって考慮すべき資料

22

〔不動産購入代金一億五〇〇〇万円等在中のスリッケース一個をAより持ち去り窃取したという窃盗被疑事件について、申立人前記スリッケースをだまし取ったという詐欺の公訴事実を起訴されたが、その後無罪判決を受け、確定した。司法警察官がした本件スリッケース、申立人から差し押さえた本件現金一五〇〇万円在中のものをAに還付する処分を行う本件現金を還付した本件前記処分取消しを求めて本条二項の準抗告を申し立て、再伝聞判決が認定した事実関係に

判例追録(労働契約法)

よれば、本件現金が贓物ではない旨主張した。原決定は、捜査経過等について事実の取調べを行い、司法警察官が本件還付処分の際には、本件現金を前記窃盗被疑事件に係る贓物であると認めたことは、その当時の判断として合理的であったとし、本件還付処分に違法はないとして、前記準抗告を棄却した。申立人がこれに対し特別抗告、本条の準抗告が、裁判に對するものではなく、捜査機関の処分に対する不服申立ての制度であることに鑑みれば、同条の準抗告裁判所は、捜査機関の処分の当否を判断するに当たり、捜査機関が当該処分当時収集していた資料のみならず、その当時の事実に関する資料であつて、その後捜査機関が収集し、又は裁判所に提出されたものについても考慮に入れるべきである。原決定は、専ら捜査機関が本件還付処分当時収集していた資料を考慮して、その当時の事実に関する資料であつたものを考慮に入れていない。本件詐欺被告事件の記録等によれば、申立人は、第三者の依頼を受けて、当該第三者とB(Aの母)との間の外貨両替取引に供するものとして、Aから現金を受け取つた可能性が否定できないから、本件現金が贓物であつたとは認められない。したがつて、本件現金が贓物であると認定した本件還付処分を是認した原決定は、本条等の解釈適用を誤り(ひいては同法三二二条一項等の適用を誤つた違法がある。(最決令7・11・10刑集登載予定(令7・17・17)……原決定を取り消し、本件還付処分も取り消した。同じく本件現金の還付請求に応じず還付をしないとした。検察官による本件還付拒否処分に対して、その取消しを認めなかった原決定を取り消した上で、同処分を取り消した。)

●労働契約法

第二条

大学との間で委嘱契約を締結し非常勤講師として任用された者の労働契約法上の労働者性

23

(大学法人であるYとの間で五年以上にわたり委嘱契約を締結していた非常勤講師であるXらが労契法一八条一項に基づく無期契約への転換を申し込んだ後に、有期雇用契約を締結したが、本件各委嘱契約は有期雇用契約であり、右申込みにより無期転換契約が成立したとして、本件雇止めが無期雇用契約の解雇に当たり無効であると主張し雇止め以降の賃金を請求した事案。本件各委嘱契約が有期雇用契約であり、Xらが労契法上の労働者であるかについて、労契法は、労働契約は、労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに對して賃金を支払ふことについて、労働者及び使用者が合意することによつて成立すると定め(六条)、労働者は、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいうと定めている(本条)ことを踏まえると、本件各委嘱契約において、Xらが本条の「労働者」に当たるか否かについては、本件各委嘱契約の内容や同契約に基づく労務の提供の実態等に照らし、①XらがYの指揮監督下において労務を提供したか(具体的仕事の依頼、業務従事の指示に対する諾否の自由の有無、業務遂行上の指揮監督の有無等)、②Xらの報酬が①の対価として支払われたか(労務対償性)、③その他の事情(Xらの事業者性の有無や専属性の程度等)を総合的に考慮してXらとYとの間に使用従属関係があるといえるか判断するのが相当である。(1)非常勤講師として本件各委嘱契約を締結していたXらは、労働者である教員とは異なり、Yから委嘱に係る授業以外の業務を義務として命じられることなく、諾否の自由があるほか、本件各委嘱契約の定めに従つて業務を遂行するにとどまり、業務の遂行に当たり、Yから具体的な指揮監督を受けることが想定されておらず、②Xらの本件各委嘱契約における報酬の算定方法は、時間給を基礎として算定され、労務対償性があるのみ余地があるが、業務の性質上、単位時間当たりの金額を基礎として報酬を定めざるをえない側面もあり、直ちに労務対償性があると評価することはで

きず、③Xらの報酬額は、有期雇用契約を締結して類似の業務に従事する特任講師に比べると相当高く、専属性の程度は高くない。以上により、本件各委嘱契約の締結時、Xらは労働者であつたと認めることはできない。(大阪地判令7・1・30勞判一三三九・五(国立大学法人大阪大学事件))

の事業所における組合活動一般に対する侵害の除去、是正の面からも考慮する必要があり、かつ、その面からする総合的な考慮を必要とするが、それゆえ、労組法は、救済命令の内容の適切な決定を労使関係について専門的知識経験を有する労働組合の裁量に委ねたものと解されることを併せ考慮すると、補助参加人に対しバックペイまで命ずるのは相当でないとした中労委の判断が救済命令制度の趣旨、目的に照らして是認される範囲を超え、又は著しく不合理的であつて濫用をわたるものと認めるところはできない。（東京高判令7・6・5〔令6行コ一二二〕（国・中労委（シェーンコーポレーション）事件）

●私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

●「不正な取引方法」

26 優越的地位の濫用が認定された事例

「ハイレディビッドソングヤパン(HDJ)」の取引上の地位が特定ディーラー(ディーラーのうち、HDJの取引上の地位が優越していた者であると公取委が認定した者、ディーラー契約等において規定する要件を満たすため販売拠点の設備等に対し多額の投資を行つてきたことなどから、特定ディーラーはHDJからの著しく不利益な要請を受け入れざるを得ない立場にあった。)に対し優越していたところ、HDJは、特定ディーラーに対して、自社登録(特定ディーラーが自社登録を行つた場合、対象としたHD車両の販売価格は新車としての価格を下回るものとなり、仕入価格を下回る場合もあった。)を行わなければ達成できないようなRSO(一年間におけるHD車両の販売拠点ごとの小売販売目標台数)を一方的に決めたと、当該RSOに従つて事業活動を行うことを余儀なくさせていたものであり、これは、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように取引を実施していたものであつて、この行為は、独占禁止法二条九項五号ハに該当する。(排合令7・9・18〔令7措一三〕)

●消費者契約法

第九条

LPガスの消費設備等の設置費用に關しLPガス供給契約が終了する場合に所定の金額を消費者が支払うことを定めた条項が、本条一号の定める条項に当たるとされた事例

27

「本件LPガス供給契約に係る契約書中にある、供給開始日から一年経過前にXがLPガスの供給を終了させる場合には、本件設置費用に關し、XがYに対し、所定の算定式で得られた本件算定額を、供給終了後、直ちに支払うことを定めた本件条項につき、Xは、本件条項は本条一号〔令四法五九による改正前〕の定める違約金等条項に当たらないと主張した。原審は、本件条項は違約金等条項に当たらないと判断し、Yの請求を認容した。本件供給契約の締結に至るまでの経緯及び本件供給契約の内容からすると、本件設置費用は、本件供給契約を獲得し、これを長期間維持するために先行投資された費用といふことができる。また、本件設置費用がガス料金から回収されることになつていたのが明らかでないことに加え、実際にはXのみならず契約者全体から得るガス料金から本件設置費用を回収する仕組みとなつていたことがわれることからすると、本件算定額が本件消費設備等の設置の対価といえるものかは明らかでない。前記からすると、本件条項は、本件消費設備等の設置の対価を定めたものではなく、本件供給契約が供給開始日から一〇年経過前に解約されるなどしてYがその後のガス料金を得られなくなった場合に本件算定額の支払義務を負わせることで、短期間の解約が生ずることを防止し、本件供給契約を長期間維持することを図るとし、併せて先行投資された本件設置費用に關してYが被る可能性のある損失を補てんすることも目的の一つとするものであり、実質的にみると、解除に伴う損害賠償の額の予定又は違約金の定めとして機能するものである。したがつて、本件条項は、違約金等条項に当たらない。(最判令7・12・23民集登載予定〔令6受二〇四〕……原判決を破棄し、Yの控訴を棄却。前記判断を前提として、本件供給契約と同種の消費契約の解除に伴いYに生ずるべき平均的な損害は存しないなどと述べ

●不正競争防止法

第二条

後発医薬品の製造販売等が特許権を侵害する旨の先発医薬品の特許権者等による情報提供が本条一項二号の定める事由に該当しないとされた事例

28 不競法の趣旨(一条)参照)に照らすと、本条一項二号にいう「営業上の信用」とは、取引社会における事業者の経済的価値に対する社会的評価であって、当該事業者と取引を行うかの意思決定に影響を与え得るものである。一方で、医薬品の製造販売の承認は、厚生労働大臣が薬機法により与えられた権限と責任に基づいて行う行政処分であり、自由競争が行われる取引社会における取引とは明らかに性質が異なる。そして、医療用後発医薬品(後発医薬品)の承認審査に当たり、厚生労働省(厚労省)及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA。厚労省と併せて「厚労省等」)が、既承認の医薬品(先発医薬品)と後発医薬品との特許抵触の有無を確認するため、先発医薬品の特許権者等に対して、医薬品特許情報報告票をPMDAに提出するよう求めるほか、具体的な承認審査の場面で、必要に応じて、先発医薬品の特許権者等に補足説明を求めることは、厚生労働大臣がその権限を適切に行使する前提としての行政処分先立つ情報収集行為である。そこでは、厚労省等において、後発医薬品の申請者の経済的価値に対する社会的評価を形成することが想定されているとはうかがわれない。また、厚生労働大臣は、後発医薬品の承認審査において、先発医薬品の特許権者等からの提供情報だけでなく、諸般の事情を総合考慮し、自らの権限と責任においてその判断をするものである上に、先発医薬品の特許権者等から提供される情報は一般に公開しないとされているのであるから、同情報が市場に伝ばして取引社会における申請者の経済的価値に関する社会的評価が低下するおそれがあるともいえない。したがって、先発医薬品の特許権者等が、厚労省等に対し、後発医薬品の製造販売等が特許権を侵害する旨の情報提供をすることは、同号の「他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知」することには当たらない。(知財高決令7・8・13「合7ラ一〇〇

〇三)……本条四の抗告審、抗告人の申立てを却下した原決定は結論において相当であるとして、抗告を棄却した)

及び規定の趣旨を踏まえ、総合的に評価される。そして、本件各写真（引用）は、記事と一体となつて出来事を報道するために同じ紙面に掲載された報道写真であるから、引用の目的が記事により報道されている出来事と一定の関連性があるのであれば、当該記事の一部を構成する報道写真についても同様の関連性が認められる。また、本条一項の規定の文言上、引用の必然性や厳格な必要性までは要求されていないから、著作権の保護と利用の調和という観点からは、本件各写真（引用）それ自体を批評する場合に限らず、本件各写真（引用）と一体となつた記事により報道された出来事と引用の目的とに関連性が認められる場合には、商業的利用の有無、前記主従関係の要件の充足その他の事情を考慮した上で、「引用の目的上正当な範囲内」の引用であると認めることは妨げられない。（知財高判令7・7・31前出30……Xの控訴棄却）

法令追録

収録法令の改正経過

有妻閏判例六法プロフィール・有妻閏判例六法（令和八年版）の収録法令について、令和七年八月一日から令和八年三月一日までに次のとおり改正があった。

（改正経過の見方）

- 1 掲載の順序は有妻閏六法の編別に従った。
 - 2 改正のあった法令名を○で掲げ、▼印の後に該当法令を改正する法令名・公布日・法令番号及び改正規定の置かれている条項号を掲げた。
 - 3 「改正」の後に、（ ）で施行日及び改正された条名を掲載した。（令和九・一二・一）までに施行とあるのは、記載日までの範囲内において施行することを示す。政令等により施行日が確定した場合には、確定した施行日を記載した。
 - 4 改正された条名の表示は次の区分に従った。
 - 一 加（例）三二の二加は、第三条の二が追加されたことを示す。
 - 二 削る（例）三〇削るは、第三〇条が削られ、消滅することを示す。
 - 三 削除（例）三〇削除は、第三〇条 削除 となるべきことを示す。
 - 四 その他
 - イ（ ）例（三三章一節中）三九の二加は、第三章第一節中に第三九条の二が追加されたことを示す。
 - ロ ↓（例）三三の一・三三の一は、第三三條の二の条名のみを第三三條とし、条文には改正のないことを示す。
 - ハ ↓（例）三三の二・三三の二は、第三三條の二の条名を第三三條とし、条文にも改正のあることを示す。
- 改正されているものがある場合も、原則として表示を省いた。また、令和七年八月一日から八月三十一日までの改正については、有妻閏判例六法に掲載されていないものも表示を省いている。改正法令を掲載した法令については、本書掲載ページを（ ）の中を示し、改正された条名の表示は省いた。

公 法

（裁判法編）

- 裁判官の参加する刑事裁判に関する規則（令和七・二・二六）
- 刑事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和七・二・二六）
- 最高裁規一七）本則七条による改正
- 改正（令和八・五・三）までに施行 二六、四四、四六、四七

（国家行政組織法編）

○国家公務員法

- ▼一般職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和七・一二・二四法八九）
- 改正（令和八・四・一）施行 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和八・四・一）施行 二〇四

（地方自治法編）

○地方自治法

- ▼医療法等の一部を改正する法律（令和七・二・二二法八七）
- 改正（令和一〇・一二・一）までに施行 二〇四
- ▼一般職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和七・一二・二四法八九）
- 改正（令和八・四・一）施行 二〇四

○地方財政法

- ▼医療法等の一部を改正する法律（令和七・二・二二法八七）
- 改正（令和一〇・一二・一）までに施行 一〇

（財政・租税法編）

○地方税法

- ▼医療法等の一部を改正する法律（令和七・二・二二法八七）
- 改正（令和一〇・一二・一）までに施行 七〇三の四

（警察・防衛法編）

○ストーカー行為等の規制等に関する法律

- ▼ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和七・二・二〇法八三）
- 改正（二二頁参照）

自衛隊法

- ▼医療法等の一部を改正する法律（令和七・二・二二法八七）
- 改正（令和八・四・一）施行 一一五の五

民 事 法

（民法編）

○不動産登記規則

- ▼商業登記規則等の一部を改正する省令（令和七・九・三〇法務四八）
- 改正（令和七・一〇・一）施行 四二
- ▼不動産登記規則及び企業担保登記規則の一部を改正する省令（令和七・一〇・一〇）
- 改正（令和八・一〇・一）施行 五五、二五八の四
- ▼不動産登記規則の一部を改正する省令（令和七・一〇・三〇）
- 改正（令和八・四・一）施行 一八七
- ▼不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和八・二・二二）
- 改正（令和八・二・二）施行 一六、二七、一五八の二〇、一九五、一九五の二、一九五の四、一九九、二〇三、二〇五、二四四
- ▼公証人法施行規則等の一部を改正する省令（令和八・二・一八）
- 改正（令和八・三・一〇）施行 二〇二の三

○供託規則

- ▼供託規則の一部を改正する省令（令和七・一・二〇）
- 改正（令和七・二・一）施行 九の二、三三、二六、二八、三五、三六、四三

○商法編

○商業登記規則

- ▼商業登記規則等の一部を改正する省令（令和七・九・三〇）
- 改正（令和七・一〇・一）施行 三六、一〇三、一〇五、二〇一、二〇五
- ▼商業登記規則等の一部を改正する省令（令和八・一・一六）
- 改正（令和八・二・二）施行 三五の四、三六

▼公証人法施行規則等の一部を改正する省令（令和八・二・一八法務六）本則二条による改正
改正（令和八・三・一〇施行）三二の二

【民事訴訟法編】

○民事訴訟法規則
▼民事訴訟法第三百二十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則等の一部を改正する規則（令和七・八・二九最高裁規一）本則三条による改正
改正（令和七・八・二九施行）五三

▼刑事訴訟法規則等の一部を改正する規則（令和七・二・二六最高裁規一七）本則八条による改正
改正（令和八・五・二二までに施行）一〇五の五

○非訟事件手続規則

▼刑事訴訟法規則等の一部を改正する規則（令和七・二・二六最高裁規一七）本則一〇条による改正
改正（令和八・五・二二までに施行）七三

○家事事件手続規則

▼家事事件手続規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則（令和七・一〇・一七最高裁規一三）本則一条による改正
改正（令和八・四・一施行）九五の二加、一三二、一三三の二加

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

▼配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和七・一一・一〇法八四）本則による改正
改正（令和七・二・三〇施行）一〇

○民事執行規則

▼民事執行規則の一部を改正する規則（令和七・一〇・三三最高裁規一四）本則による改正
改正（令和八・四・一、令和八・五・二二施行）一八七、一九三、（四章中）三節（二九四―一九九）加

刑 事 法

【刑法編】

○麻薬及び向精神薬取締法
▼医療法等の一部を改正する法律（令和七・二・二二法八七）附則三二条二号による改正
改正（令和八・一〇・一施行）五八の一五

【刑事訴訟法編】

○刑事訴訟法規則
▼刑事訴訟法規則等の一部を改正する規則（令和七・二・二六最高裁規一七）本則一条による改正
改正（二二頁参照）

○少年審判規則

▼刑事訴訟法規則等の一部を改正する規則（令和七・二・二六最高裁規一七）本則二条による改正
改正（令和八・五・二二までに施行）九の二、一九

【矯正保護法編】

○更生保護法
▼更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律（令和七・二・二〇法八二）本則三条による改正
改正（令和八・六・四七までに施行）二、七、一〇、一一、一八、三三、六四、七八の三加、八二、八四、八六、八八（令和九・六・七八までに施行）八二、八六

社 会 法

【労働法編】

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則
▼労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和八・二・二六厚労一八）本則一条による改正
改正（令和八・一〇・一〇施行）二の二、新二の三加、二の三―二の五下*二の四―二の六

○事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用上講ずべき措置等についての指針

▼労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する告示（令和八・二・二六厚労告五三）本則一条による改正
改正（令和八・一〇・一適用）2(1)(3)、3(1)(2)、4(2)―(4)、7

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則

▼労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和八・二・二六厚労一八）本則二条による改正
改正（令和八・一〇・一施行）七八

○事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用上講ずべき措置等についての指針

▼労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する告示（令和八・二・二六厚労告五三）本則二条による改正
改正（令和八・一〇・一適用）1、2(3)(7)、3(1)(2)、4(2)―(4)、6、7附則

【社会保障・厚生法編】

○健康保険法
▼医療法等の一部を改正する法律（令和七・二・二二法八七）本則七条による改正
改正（二五頁参照）

○国民健康保険法

▼医療法等の一部を改正する法律（令和七・二・二二法八七）本則九条による改正
改正（令和八・一〇・一施行）五八

○生活保護法

▼医療法等の一部を改正する法律（令和七・二・二二法八七）附則三二条による改正
改正（令和八・一〇・一施行）五三、五四の二、八〇の四（令和九・三・二一までに施行）八〇の四

○児童福祉法

法令追録（収録法令の改正経過）

- ▼医療法等の一部を改正する法律（令和七・一二・二二法八七）本則（四）条による改正
改正（令和九・一二・一一）までに施行（一九の三、二一の五の二九、二一の五の三〇、二四の二〇、二四の二一、五の六の二）加

○医療法

- ▼医療法等の一部を改正する法律（令和七・一二・二二法八七）本則一条による改正
改正（二七頁参照）
- ▼医療法等の一部を改正する法律（令和七・一二・二二法八七）本則二条による改正
改正（二八頁参照）
- ▼医療法等の一部を改正する法律（令和七・一二・二二法八七）本則三条による改正
改正（三〇頁参照）

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

- ▼医療法等の一部を改正する法律（令和七・一二・二二法八七）附則三一条一号による改正
改正（令和八・一〇・一）施行（二九の九）

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

- ▼医療法等の一部を改正する法律（令和七・一二・二二法八七）附則五一条による改正
改正（令和八・一〇・一）施行（八四）

産業法

〔経済法編〕

○特定商取引に関する法律施行令

- ▼行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（令和七・一一・二政三六九）本則一条による改正
改正（令和八・一一・一）施行（別表第二）

〔事業関連法編〕

○金融商品取引法施行令

- ▼金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（令和七・一一・一四政三七五）本則による改正
改正（令和七・一一・一四）施行（一）の一九

○企業内容等の開示に関する内閣府令

- ▼企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和八・二・二〇内五）本則一条による改正
改正（令和八・二・二〇）施行（三九、一九の九）加

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正

○ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和七・二・二一）（法八三）本則による改正

施行（附則参照）

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「この号に」を「この号及び次号に」に改め、同項第二号中「この項に」を「位置情報記録・送信装置」を「又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等」と、「伴い位置情報記録・送信装置」と「伴い位置情報記録・送信装置等」に改め、同項第三号と「二」その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送付する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信し、当該情報を受信する装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であつて、当該情報を発信し、及び送信する機能をするものをいう。）の位置を特定する位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号）に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

第四条第一項中「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」とされたとして当該つきまとい等又は位置情報無承諾取得に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る「削り」、「きは」の下に「その相手方の申出により、又は職権で」を加え、同条第三項中「第一項の申出をした者」を「当該警告に係る前条の規定に違反する行為の相手方」に改め、同項に次「ただし、当該相手方の所在が不明であることその他の理由により当該相手方に通知することができない場合は、この限りでない。」

法令追録（ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正）

第四条第四項中「警告」を「第一項の申出を受けた場合において、警告」、「第一項の」を「当該」に改め、同条第五項中「第一項の申出の受理及び」を削り、同条第六項中「第一項又は第三項の申出を受けた場合において、削り」、「申出をした者」を「禁止命令等に係る第三書の規定に違反する行為の相手方」に改め、同項に次「ただし、第三書を加える。

ただし、当該相手方の所在が不明であることその他の理由により当該相手方に通知することができない場合は、この限りでない。

第五条第九項中「事案に関する」を削り、同条第十項を次のように改める。

⑩第二項第六項及び第七項の規定は、前項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分について準用する。この場合において、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは、「第九項」と読み替へるものとする。

第六条（見出しを「特定相手方情報の提供の禁止等」に改め、同条中の「もの」の下に「次項において「特定相手方情報」という。）を加え、同条に次の項を加える。

②（警告等）という。警告又は禁止命令等（以下この項において「警告等」という。）があつた場合において、当該警告等に係る第三条の規定に違反する行為の相手方に係る情報を保有し、又は保有しようとしている者（以下この項において「相手方情報保有者」という。）が、当該警告等を受けた者であつて現にストーカー行為等をする者があるものに対して当該相手方に係る特定相手方情報を提供し、又はそれが認めるときは、当該相手方情報保有者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該提供の相手方がストーカー行為等をするおそれがある者であること通知し、当該提供を行わないよう求めることができる。この場合において、警察本部長等は、当該相手方情報保有者に対し、当該通知に係る事項をみだりに第三者に漏らさないよう求めなければならない。

第九条第三項中「住民は」を「住民並びに」に改め、「相手方」の下に「を雇用する者及び当該相手方が就学する学校の長は、当該相手方」を加える。

第十三条第一項中「第四条第一項の申出に係る」を削り、同条第二項中「当該第三条」を「第二条」に改める。

第十四条第一項中「及び同項の」を「若しくは当該」に改め、「事案に関する」を削り、「住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等及び第五条第二項の聴聞に係る第三条の規定に違反する行為をした者」を「現在の住所若しくは居所の所在地、当該相手方の住所若しくは居所の所在地、当該相手方の住所若しくは居所の所在地、当該

行為をした者の現在」に改め、同条第二項各号中「事案に関する」を削り、同条第三項中「第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者」を「第三条の規定に違反する行為の相手方の現在の住所若しくは居所の所在地、当該相手方の住所若しくは居所の所在地、当該行為をした者の現在」に改める。

（附則）

（施行期日）

① この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日（令和七・二・二一）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三項の規定、公布の日から起算して三月を経過した日（令和八・三・一〇）

（通知に関する経過措置）

② この法律による改正後の第五条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後による同条第一項の規定による命令及び同条第九項の規定による処分（以下この項において「命令等」という。）について適用し、この法律の施行前にした命令等に係る通知については、なお従前の例による。

（政令への委任）

③ 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

法令追録（刑事訴訟規則の一部改正）

刑事訴訟規則の一部改正

○刑事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和七・二・二六最高裁規一七）本則 一条による改正

施行（附則参照）

第一節 刑事訴訟規則の一部改正

第一條 刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。改正後の条文のみ次に掲げる。ただし、改正しない部分は省略した。

（日次の改正略）

（証人等の尋問調書）

第三八条（一）略

（証人等の尋問調書）

一、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の宣誓の有無及びこれらの者が宣誓をしなかつたときは、その事由

第三七条（略）

（略）

八、法第五十七條の六第四項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したと並びにその記録媒体の種類及び数量

第九・十（略）

（略）

③ 調書（法第五十七條の六第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体を除く。次項及び第五項において同じ）を、裁判所書記官をしてこれを供述者に読み聞かせ、又は供述者に閲覧させて、その記載が相違ないかどうかを問わなければならない。

④ ⑥（略）

（略）

⑦ 法第五十七條の六第五項の規定により記録媒体がその一部とされた調書については、その旨を調書上明らかにしておかなければならない。

第四一条（一）略

（略）

（検証 押取等の調書）
提供命令（法第二二条の二第二項に規定する電磁的記録提供命令をいう。以下同じ）（同項第一号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）による電磁的記録（法第九十九條第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ）の提供については、調書を作らなければならない。

② 略

（略）

③ 押取（電磁的記録提供命令（法第二二条の二第二項第一号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させることを除く。）をしたとき、電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させたときは、押取物の品目又は当該電磁的記録の標目を記載した目録を作り、これを調書に添付しなければならない。

（差押状等の執行調書 搜索調書）

第四三条（一） 差押状若しくは搜索状の執行又は勾引状若しくは勾留状を執行する場合における被疑人若しくは被疑者の搜索については、執行又は搜索をする者が、自ら調書を作らなければならない。

②（略）

（略）

（公判調書の記載要件 法第四八条）

第四一条（一）略

（略）

一、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の宣誓の有無及びこれらの者が宣誓をせなかつたときは、その事由

第二二・二七（略）

（略）

二十八、法第五十七條の六第四項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したと並びにその記録媒体の種類及び数量

二十九・三十一（略）

（略）

三十二、公判廷における検証、押取及び電磁的記録提供命令（法第二二条の二第二項第一号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）による電磁的記録の提供

三十三・四七（略）

（略）

四十八（一）（差押状等）
一、証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定（法第五十条の六第四項）

②（略）

（略）

（公判調書未整理の場合の録音体の再生等）
第五二条（一）九（一） 公判調書が次の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音した録音体又は法第五十七條の六第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体について、再生する機会を与えなければならない。

②③（略） 第二編

（略）

第九九条 押取、搜索等

（押取、搜索等についての秘密、名譽の保持）
第九九条 押取（電磁的記録提供命令（法第二二条の二第二項第一号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、捜索及び電磁的記録提供命令（同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）については、秘密を保たなければならない。

（差押状等の記載事項 法第九七条）
第九九条 差押状又は搜索状については、第七二条の規定を準用する。

第九九条（一）略

（略）

（差押状等の執行調書の記載）
第九九条（一） 差押状又は搜索状の執行又は勾引状若しくは勾留状を執行する場合における被疑人若しくは被疑者の搜索については、執行又は搜索をする者が、自ら調書を作らなければならない。

②（略）

（略）

（搜索証明書 押取品目録の作成者 法第九九条等）
第九九条 法第九九条又は第九九条第一項の証明書又は目録は、搜索又は差押えが合状の執行によって行われた場合には、その執行をした者がこれを作つて交付しなければならない。

（差押状等執行後の処置）

第九九条 差押状又は搜索状の執行をした者は、速やかに執行に関する書類及び差押えられた物を合状を廃した裁判所に差し出すなければならない。検察官がこれを指し執行した場合においては、検察官を経由しなければならない。

（押取物等の処置）

第九九条（一）（略）
② 押取物に記録された電磁的記録及び電磁的記録提供命令（法第二二条の二第二項第一号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供された電磁的記録については、消去、改変又は漏えいを防ぐため、相当の処置をしなければならない。改正により追加

（差押状の執行調書の記載）

第九九条（一）（略）
② 公判廷において

（押取、搜索の立会い）

第九九条（一）（略）
② 差押状又は搜索状を執行するときは、それ以外の検察事務官、司法警察職員又は裁判所書記官を立ち合わせなければならない。

②（略）

（略）

法令追録（刑事訴訟規則の一部改正）

められた呼称を書きさせる」と、第六十条中「を記載して署名押印しななければならない」とあるのは、を記載して、署名押印し、又は第六百七条の十第一項の規定により定められた呼称を自書しななければならない」と、第六十八條第一項中「署名する」とあるのは、「署名し、又は第六百七十八條の十第一項の規定により定められた呼称を自書する」とする。

②（略）

第二十七條の二九（期日間整理手続）

七條の十九を除く。の規定を準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む）中、「公判前整理手続調書」とあるのは、「期日間整理手続調書」と、公判前整理手続調書」とあるのは、「期日間整理手続調書」と読み替えるほか、第二百七條の二から第二百七條の四までの見出し中、「第三百十六條の二」とあるのは、「第三百十六條の二十八」と、「第三百十七條の三」とあるのは、「第三百十六條の四中、第三百十六條の第二項」とあるのは、「第三百十六條の二十八第一項」と、「第二百七條の見出しを含む」、第二百七條の十五から第二百七條の十八までの見出し、第二百七條の二十二（見出しを含む）、第二百七條の二十三の見出し、第二百七條の二十四（見出しを含む）、第二百七條の二十五の見出し、第二百七條の二十六

第二十七條の三五（呈請略）

第二十七條の五（呈請略）

新七 通訳人の宣誓の有無及び通訳人に宣誓をさせなかつたときは、その事由（改正により追加）

新八 通訳人が宣誓、通訳又は供述を拒んだこと及びその事由（改正により追加）

十二（一）（略）改正前の八十九

②（準用規定）

第二十七條の二九（期日間整理手続）については、前款（第二百七條の十九を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む）中、「公判前整理手続調書」とあるのは、「期日間整理手続調書」と、公判前整理手続調書」とあるのは、「期日間整理手続調書」と読み替えるほか、第二百七條の二から第二百七條の四までの見出し中、「第三百十六條の二」とあるのは、「第三百十六條の二十八」と、「第三百十七條の三」とあるのは、「第三百十六條の四中、第三百十六條の第二項」とあるのは、「第三百十六條の二十八第一項」と、「第二百七條の見出しを含む」、第二百七條の十五から第二百七條の十八までの見出し、第二百七條の二十二（見出しを含む）、第二百七條の二十三の見出し、第二百七條の二十四（見出しを含む）、第二百七條の二十五の見出し、第二百七條の二十六

（見出しを含む）、第二百七條の二十七の見出し及び同条第三項並びに前条（見出しを含む）中、「法」とあるのは、第二百七條の十五第一項第十九号中、「第三百十六條の二十三第三項」とあるのは、第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の二十三第三項、と同項第二十号中「第二百五十七條の第二項」とあるのは、「第三百十七條の第二項又は第三百五十五條の第三項」と、「第三百十六條の五第九号」とあるのは、第三百十六條の二十第一項において準用する法第三百十條の五第九号」と、「第二百七條の十七中、「第百回公判日」とあるのは、「期日間整理手続終了後の最初の公判日」と、第二百七條の二十の見出し中、「第三百十六條の十二」とあるのは、第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の十三」と、同条第三項中、「第三百十六條の十七第一項」とあるのは、「第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の十七第二項」とあるのは、「第三百十七條の第二項」とあるのは、「第三百十六條の二十三第三項」とあるのは、「第三百十六條の二十三第三項」と読み替えるものとする。

②（差押及等の令状請求書の記載要件・法第五百九條）

第二九五條の六（一）法第五百九條の規定による差押え、搜索、電磁的記録提供命令又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しななければならない。

一 差押えすべき物、搜索すべき場所、身体若しくは物、提供させようべき電磁的記録、提供させようべき及び提供の方法又は検証すべき場所、身体若しくは物

二 七（略）

八 日出前、日没後に差押え、搜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由

九 法第五百十三條第一項又は第六項において準用する法第二百二十二條第八項の許可を請求するときは、その旨及び立ち入るべき住居、邸宅、建造物又は船舶（改正により追加）

十 前号に規定する場合において、同号に規定する住居、邸宅、建造物又は船舶において、日出前、日没後に、電磁的記録提供命令をする場合における法第五百十三條第一項又は第二項において準用する法第一百十條の規定による令状の提示をする必要があるときは、その旨及び事由（改正により追加）

②（電磁的記録提供命令の令状の記載要件・法第五百十條）

新第二九五條の一〇 法第五百九條第一項の規定による電磁的記録提供命令の令状には、正当な理由がなく、同項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、法第五百十三條の二

規定により刑罰に処せられることがある旨を記載しなければならない。（改正により追加）

第二九五條の一（略）改正前の第二九五條の一〇

（準用規定等）

第九五條の二（一）（略）

②（第四十一條、第四十三條及び第一編第九條の規定（第百條第一項の規定を除く。）は裁判所又は裁判官が法第五百十一條及び第五百十二條の規定によつてする押収又は搜索について、第百

一 第四十一條、第四十三條及び第一編第九條の規定（第百條第一項の規定を除く。）は裁判所又は裁判官が法第五百十一條及び第五百十二條の規定によつてする押収又は搜索について、第百一条の規定は裁判所又は裁判官が法第五百十一條の規定によつてする検証について、第四十一條、第四十三條、第九十八條及び第百一条第一項の規定は裁判所又は裁判官が法第五百十一條の規定によつてする電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む）について、それぞれ準用する。この場合において、第四十三條第一項中「被告人若しくは被疑者」とあるのは、裁判官の執行を受ける者」と読み替えるものとする。

④（改正前の第二九五條の一）

附則
この規則は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

健康保険法の一部改正

○医療法等の一部を改正する法律（令和七・一・二二）法八七
本則七条による改正

施行（附則参照）

（健康保険法の一部改正）

第七條 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のよ
うに改正する。

目次の改正略

第七條の第二項中、「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）」の規定による医師手当拠出金等以下「医師手当拠出金等」という。「介護保険法」に改める。

第五條第一項中、「第四項第二号」を「第四項」に改め、同条第四項第一号中、「第三十條の十一」を「第三十條の十一第一項」に改め、同項第四号を第五号とし、同項第三号中「医療法第七條の第三項」を「当該申請に係る病床の種別に応じ、医療法第三十條の三の第二項第二号」に改め、同項第三号の十一」を「第三十條の十一第一項」に改め、同号第三項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加え、同項のいずれれも該当する場合であつて、当該申請又は診療所の開設若しくは管理者が医療法第三十條の十一第一項の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わな

い 当該申請に係る病床の種別に応じ、医療法第七條の第二項第一項に規定する地域における保険医療機関の病床数が、その指定により同法第三十條の四第一項に規定する医療計画において定める基準病床数を満たして厚生労働大臣が定めることにより算定した数に満たないこととなることと認められる場合

ロ 当該申請に係る病床の種別に応じ、医療法第三十條の三の第三項第二号に規定する構想区域における保険医療機関の病床数が、その指定により同条第一項に規定する地域医療構想において定める将来の病床数の必要量を（同条第一項第四号）に規定する将来の病床数の必要量をいう。次号において同じ）を勘案して厚生労働大臣が定

法令追録（健康保険法の一部改正）

るところにより算定した数を超えることとなることと認められる場合（その数を既に超えている場合を含む）

第六八條の次に次の条を加える。

第六八條の二① 厚生労働大臣は、診療所の開設者又は管理者が医療法第三十條の十八の六第六項の規定による都道府県知事の要請を受け、これに応じなかつた場合、同条第九項の規定による都道府県知事の勧告を受けた場合又は当該勧告を受け、これに従わなかつた場合には、前条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三條第三項第一号の指定を行うに当たっては、三年以内の期限を付すことができる。

② 前項の規定により期限が付された第六十三條第三項第一号の指定については、前条第二項の規定は、適用しない。

第六九條中、「開設者」の下に「医療法第三十條の十八の六第六項の規定による都道府県知事の要請を受け、これに応じなかつた者を除く。」を加える。

第七〇條の二① 保険医療機関の管理者は、次に掲げる要件のいずれれも該当する者でなければならぬ。

一 保険医であること。

二 医師法（昭和二十二年法律第二百一十号）第十六條の二第一項の規定による臨床研修の修了後に保険医療機関（病院に限る）において保険医として三年以上診療に従事した経験又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六條第二項の規定による臨床研修の修了後に保険医療機関において保険医として二年以上診療に従事した経験その他の厚生労働省令で定める要件を備える者であること。

② 保険医療機関の管理者は、適正な医療の効率的な提供を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、当該保険医療機関を勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督するとともに、当該保険医療機関の管理及び運営につき必要な注意をしなければならない。

第七六條第五項中、「社会保険医療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払基金法」に改め、同条第六項中、「社会保険医療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払基金（以下「基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払基金（以下「基金」に改める。

第七七條第三項中、「第百五十條の二第一項及び第百五十條の三において」を「以下」に改める。

第八〇條中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一す、繰り下げ、同条第十号中「前号」を「前二号」に改め、

同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 保険医療機関の管理者が、第七十條の二第二項の規定に違反したとき当該違反を防止するため、当該保険医療機関の管理者として、相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

第八一條中「登録」の下に「第三号に掲げる場合があつては、当該保険医療機関の管理者の保険医に係る同条の登録」を加え、同条中第六号を第七号とし、「前二号」を「前六号」とし、第四号を第五号とし、同条第七号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第一号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 保険医療機関の管理者が、第七十條の二第二項の規定に違反したとき当該違反を防止するため、当該保険医療機関の管理者として、相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

第八二條第一項中「第三項」の下に、「第七十條の二」を加える。

第八八條第一項中「基金」を「基盤機構」に改める。

第一五〇條の二第一項中「次条」の下に「及び第百五十條の七第一項」を加える。

第一五〇條の一〇第一項中「前条」を「前条第一項」に、「基金等」を「基盤機構等」に改め、同条第三項中「基金等」を「基盤機構等」に改め、同条に次の一項を加える。

④ 前三項の規定は、仮名診療等関連情報利用者が第百五十條の場合の手数料について準用する。

第六五章中「第一五〇條の一〇」を「第一五〇條の一三」とする。

第六五〇條の九の五出し中「基金等」を「基盤機構等」に改め、同条中「及び」を「並びに」に、「の規定による利用又は」を「並びに第百五十條の七第一項及び第二項の規定による利用及び」に、「を基金」を「を基盤機構」に、「基金等」を「基盤機構等」に改め、同条に次の二項を加える。

② 第百五十條の八第一項の規定は、同項の規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて仮名診療等関連情報の提供を行う場合に適用する。

③ 個人情報保護に関する法律第六十八條及び第七十六條から第七十七條までの規定は、第一項の規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて仮名診療等関連情報の提供を受けた場合については、適用しない。

第一五〇條の九を第一五〇條の二とする。

第一五〇條の八中「匿名診療等関連情報利用者」を「匿名・仮名診療等関連情報利用者」に改め、「規定」の下に「これら

法令追録 (健康保険法の一部改正)

の規定を第百五十条の九において準用する場合を含む。又は第百五十条の八第一項の規定(次条第二項において準用する場合を含む。)により付した制限を加え、同条を第百五十条の十一とする。

第五〇〇条の七第一項中「国」を「及び仮名診療等関連情報利用者(国)に、「同」を「匿名・仮名診療等関連情報利用者」とし、「匿名・仮名診療等関連情報利用者」を「匿名・仮名診療等関連情報利用者」に改め、同条を第百五十条の十とする。

第五〇〇条の次に次の三条を加える。

(国民保健の向上のための仮名診療等関連情報の利用又は提供)

第五〇〇条の七 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、仮名診療等関連情報(診療等関連情報に係る本人を他の情報と照合しない限り識別することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した診療等関連情報)を用い、以下同じ)を利用することができる。

① 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、次の各号に掲げる者であつて仮名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務として当該各号に定めるものを行うものが当該業務を行うために仮名診療等関連情報を利用する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該者に当該仮名診療等関連情報を提供することができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体、適正な保健医療サービスの提供に資する施設の企画及び立案に関する調査

二 大学その他の研究機関、疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者、医療分野の研究開発に資するその他の厚生労働省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

③ 厚生労働大臣は、前二項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該仮名診療等関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律第六十六条の七第一項に規定する仮名医療関係情報、介護保険法第六十七条第一項に規定する仮名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる。

④ 厚生労働大臣は、第二項の規定により仮名診療等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会

の意見を聴かなければならない。
(仮名診療等関連情報の提供を受ける者に対する利用目的等の制限の要等)

第五〇〇条の八 厚生労働大臣は、前条第二項の規定に基づき、仮名診療等関連情報提供する場合において、必要があると認めるときは、同項の規定により仮名診療等関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「仮名診療等関連情報利用者」という。)に対し、提供に係る仮名診療等関連情報について、その利用の目的及び方法に係るその他必要な制限を付するものとする。

② 個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六八条及び第七十六条から第七十七条までの規定は、厚生労働大臣が前条第二項又は第二項の場合については、適用し、同項の制限を適用し、又は提供する場合には、適用し、同項の規定により準用する。

(準用)

第五〇〇条の九 第百五十条の三から第百五十条の六までの規定は、仮名診療等関連情報利用者による仮名診療等関連情報の取扱いについて準用する。

(第一五一条から第一五五条の四までの改正略)

第七〇七条の三第二号中「第百五十条の八」を「第百五十条の十一」に改め、同号を同条第二号とし、同条第一号の次に次の二、第百五十条の九において準用する第百五十条の六の規定に違反して、仮名診療等関連情報の利用に關して知り得た仮名診療等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき、

第二十三条の二第一号中「第百五十条の七第一項」を「第百五十条の十一」に改め、

(附則第二條及び附則四條の二の改正略)

(附則抄)

(施行期日)

第一條の法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (前略) 附則(中略)第十四条(中略) 公布の日

二 (前略) 第七條中健康保険法第六十五條第四項の改正規定(第三十條第十一)を「第三十條の十一」に改める部分に限る。同法第六十八條の次に一條を加える改正規定

を加える改正規定並びに同法第十條、第八十條及び第八十二條第一項の改正規定(中略) 附則(中略) 第七條(中略)

の規定 令和八年四月一日

三、四(略)

五(前略) 第七條中健康保険法第七十六條第五項及び第八十八條第十一項の改正規定、同法第百五十條の十第一項及び第三項の改正規定(基金等)を「基盤機構等」に改める部分に限る。同法第百五十條の九(見出しを含む)の改正規定(基金等)を「基盤機構」に「基金等」を「基盤機構」に改める部分に限る。同法(中略)並びに附則(中略) 第二十三條(中略)の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(令和八、一〇、一)令

八八政一八)

九(前略) 第七條中健康保険法(中略) 第七條の二第三項、第七十七條第三項及び第百五十條の二第一項の改正規定、同法第百五十條の十の改正規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第六章中同條の第五十條の十三とする改正規定、同法第百五十條の八の改正規定、同条を同法第百五十條の十一とする改正規定、同法第百五十條の七第一項の改正規定、同条を同法第百五十條の十とする改正規定、同法第百五十條の六の次に三條を加える改正規定並びに同法(中略) 第二十七條の三並びに第二十三條の二の改正規定(中略) 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

十(略)

第十條 (医療法の同改正附則参照)

第七條 (健康保険法の一部改正に伴う経過措置) 第七條(健康保険法第六十三條に掲げる規定の施行の際現に保険医療機関(健康保険法第六十三條第三項第三号に掲げる保険医療機関)をいう。以下(一)条において同じ)の管理者である者については、第七條の規定(附則第一條第二号に掲げる改正規定に限る。(中略)による改正後の健康保険法第七十條の第一項の規定は、附則第一條第二号に掲げる規定の日から起算して三年が経過する日まで(当該者が引き続き当該保険医療機関の管理者である間に限る)は、適用しない。

(罰則) 罰則に関する経過措置

第三條(罰則) 第三條第九号及び第九号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四條(政令への委任)

第四條(罰則) 第三條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)

医療法の一部改正

○医療法等の一部を改正する法律(令和七・一二・二法八七)
本則一条、二条及び三条による改正

施行 (附則参照)

第一条 医療法の一部改正

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

(目次の改正略)

第一条の五第二項中「有しないもの」の下に「オンライン診療受診施設であるものを除く。」を加える。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二(オンライン診療)① この法律において、「オンライン診療」とは、医師又は歯科医師の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と患者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、映像及び音声の送受信により、医師又は歯科医師及び遠隔の地にある患者が相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法による診療をいう。

② この法律において、「オンライン診療受診施設」とは、当該施設を設置者が、業として、オンライン診療を行う医師又は歯科医師の勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に対して、その行うオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設をいう。

第三条第一項及び第二項中「附けて」を「付けて」に改め、同条に次の一項を加える。

④ オンライン診療受診施設でないものは、これにオンライン診療受診施設その他オンライン診療受診施設に紛らわしい名称を付けてはならない。

第五条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

第六条中「助産所」の下に「並びに国の設置するオンライン診療受診施設」を加え、「の定」を「の定め」に改める。

第六条の五第三項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の号を加える。

十五 その勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療受診施設を利用してオンライン診療を行う病院又は診療所

にあつては、当該オンライン診療を行う旨及び当該オンライン診療の内容に関する事項
第六条の五第四項中「若しくは第十三号から第十五号まで」を、「第十三号、第十四号若しくは第十六号」に改める。
第六条の七の次に次の一条を加える。

第六条の七の二(オンライン診療受診施設の広告)何人も、

第六条の七の二(オンライン診療受診施設の広告)何人も、オンライン診療受診施設に関して、文書その他のいかなる方法によるを問わず、医療を受ける者による医療に厚生労働省令で定められる場合を除いては、広告をしてはならない。

第六条の八第一項中「若しくは助産所」を、「助産所若しくはオンライン診療受診施設」に、「前条」を、「前二項」若しくは「同条第二項中、若しくは助産所」を、「助産所若しくはオンライン診療受診施設」に、「又は前条第二項若しくは第三項」を、「第六条の七第二項若しくは第二項又は前条」に改める。

第四章の章名中「及び助産所」を、「助産所等」に改める。

第七条第一項中「第八条」を、「第八条第一項」に、「第八条から第九条まで」を、「第八条第一項」に、「第二十四条の二、第二十七条及び第二十八条から第三十条までの規定」を、「第二十七条、第二十八条及び第二十九条第一項」に改める。

第八条に次の一項を加える。

② オンライン診療受診施設の設置者は、設置後十日以内に、オンライン診療受診施設を設置する市又は特別区区域にある場合において、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)に届け出なければならない。

第八条の二第一項中「又は助産所の開設者」を、「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「又は助産所」を、「助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同項ただし書中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「又は助産所の開設者」を、「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「又は助産所」を、「助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、「都道府県知事」の下に「診療所、助産所又はオンライン診療受診施設にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区区域にある場合」を加え、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。次条、第二十四条の二、第二十九条第一項、第二十九条の二及び第三十条において同じ。」を加える。

第九条第一項中「又は助産所の開設者」を、「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「又は

法令追録(医療法の一部改正)

助産所を、助産所又はオンライン診療受診施設に改め、同条第二項中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「失そう」を「失跡」に改める。

第十四条の三(オンライン診療の実施基準)① 厚生労働大臣は、厚生労働省が、オンライン診療の適切な実施に関する基準を定めなければならない。

② 前項の基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- オンライン診療を行うに当たり病院又は診療所において必要な施設及び設備並びに人員の配置に関する事項
- 患者がオンライン診療を受ける場所に関する事項
- オンライン診療を行うに当たり患者に対して行う説明に関する事項
- 他の病院又は診療所との連携その他の患者の病状が急変した場合において適切な治療を提供するための体制の確保に関する事項
- その他オンライン診療の適切な実施に関し必要な事項

③ オンライン診療は、診療の基準に従って行われなければならない。

④ オンライン診療を行う医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所(次条において「オンライン診療実施病院等」という。)の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医師又は歯科医師が行うオンライン診療を前条第一項の基準に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

第十四条の四(オンライン診療実施病院等の管理者の義務) オンライン診療を行う医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所(次条において「オンライン診療実施病院等」という。)の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医師又は歯科医師が行うオンライン診療を前条第一項の基準に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

第十四条の五(オンライン診療受診施設の設置者の義務) オンライン診療受診施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該オンライン診療受診施設が第十四条の第三項第二号に掲げる事項に係る同条第一項の基準に適合する旨その他のオンライン診療実施病院等の管理者のオンライン診療受診施設を選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項を公表しなければならない。

第十七条中「及び第十三条」を、「第十三条から第十四条の二まで、第十四条の四及び第十五条」に改める。

第二十四条の二(第一項中「若しくは助産所」を、「助産所若しくはオンライン診療受診施設」又は「助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設」又は「助産所の開設者」に改め、同条第二項中「開設者」の下に「又は設置者」を加え、「開設する」を「開設し、又は設置する」に

「又は助産所」を「若しくは助産所又はオンライン診療受診施設」に改める。

①

第十五条第一項中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「若しくは助産所」を、「助産所若しくはオンライン診療受診施設」に改め、同条第二項中「若しくはオンライン診療受診施設」に改め、同条第三項中「若しくはオンライン診療受診施設」に改め、「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「事務所」を「若しくはオンライン診療受診施設の設置者の事務所」に、「若しくは助産所の運営を、助産所若しくはオンライン診療受診施設の運営」に改める。

第十五条の二中「及び助産所」を、「助産所及びオンライン診療受診施設」に改める。

②

第十九条第一項中「その開設者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、同項第二号中「第八号」を、「第八号第一項」に、「又は助産所(同条)」を、「助産所」に改め、同項第三号中「第二十四条の二第二項」を削り、同項第四号中「開設者」の下に「又は設置者」を加え、同号と同項第五号と、同項第三号の次に次の一号を加える。

③

開設者又は設置者が第十四条の二第二項の規定に基づき命令に違反したとき。

第二〇条の二(中「外」を「ほか」に改め、「管理」の下に「並びにオンライン診療受診施設の設置」を加える。

④

第二〇条の二第一項中「総合情報方針」の下に「及び同法第十九条の二第一項に規定する「医療情報化推進方針」を加える。

第二〇条の三(二)第一項中「第三十条の十三第一項」を「第三十条の十三第二項」に、「病棟機能報告対象病院等」を「医療機関機能報告対象病院等」に、「同項」を「同条第一項」に改める。

⑤

第二〇条の四(第三八条の七までの改正略)

第二〇条の五(第一号又は「者」に改め、違反した者の下に「又は第三十条の十八の六第三項の規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者」を加える。

⑥

第十九条の改正略

⑦

医療法の一部を次のように改正する。

目次の改正略

第五十二条第一項中「第三十条の四第六項」を「第三十条の四第五項」に改める。

第六十条の五(第二項第七号中「第三十条の四第十二項」を「第三十条の四第十一項」に改める。

第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十三条の二(美容医療を行う病院等の報告義務)①

美容を目的として人の皮膚若しくは歯牙を清潔にし、若しくは美化し、身体を整え、又は体重を減らすための医学的処置、手術及びその他の治療を行う病院又は診療所であつて厚生労働省令で定めるものの管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、前条に規定する措置状況その他の治療の安全の確保のために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事(診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)以下に、同条第十五条第三項及び第十八条において同じ。)に報告しなければならない。

② 前項の規定による報告をした病院又は診療所の管理者は、同項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

③ 都道府県知事は、前二項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県、特別区にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区、第十八条において同じ。)の区域内に所在する第一項に規定する病院又は診療所に関し必要な情報の提供を求めることができる。

④ 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定により報告された事項のうち医療の安全の確保のために特に必要な事項として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。

⑤ 都道府県知事は、第一項に規定する病院又は診療所の管理者が同項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病院又は診療所の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行せしめ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

第七十条第一項中「第十五条、第十八条」を削り、同条第五

項中「第三十条の四第一項に規定する医療計画」以下「の条、次条及び第七十条第一項において「医療計画」を「第三十

条第三項第二号及び第七項、第七十条の第三項並びに第七

条の四第一項において「地域医療構想」に、「第三十条の四第二

項第七号)を「第三十条の三の第三項第二号」に、「第七号の第一項」を「次条第八項」、第七号の第三項及び第七号の第四項」に、「医療計画」を「地域医療構想」に改め、「同号イに規定する」を削り、「必要量」の下に「(第三十条の三の第三項第二号に規定する将来の病床数及び必要量の四)」。次条第三項第二号、第七号の第三項及び第七号の四の第一項第一号において同じ)を加え、「医療計画において定められる同号」を削り、同条第六項中「第三十条の四第十項」を「第三十条の四第八項」に、「同条第十項」を「同条第十項」に、「同条第十項」を「同条第十項」に、「この項、次条及び第七号の第三項」を「この節に」、「医療計画において定める第三十条の四第二項第十四号」を「同条第十項に規定する医療計画(以下この項、次条及び第七号の四第三項第二号において「医療計画」という)において定める第三十条の四第二項第十四号」に、「の数」を「この数の合計」に、「第三十条の四第八項」を「第三十条の四第七項」に改める。

第七号の二第一項中「第三十条の四第二項第十四号」を「第三十条の四第二項第十二号」に、「の数」が「同条第八項」を「この数の合計」が「同条第七項」に改め、同条第二項中「第三十条の四第二項第十四号」を「第三十条の四第二項第十二号」に、「の数」が「同条第八項」を「この数の合計」が「同条第七項」に改め、同条第七項を「第二項」とし、同条第六項中「第三項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五項中若しくは「第二項」を「第二項若しくは第七項」に、「又は第三項」を「又は第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで及び前項」に、「地域」を「地域及び当該構想区域」に、「第三十条の四第八項」を「第三十条の四第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「第三十条の四第二項第十四号」を「第三十条の四第二項第十二号」に、「の数」が「同条第八項」を「この数の合計」が「同条第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

③ 都道府県知事は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加の許可申請(療養病床若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該申請をしない)者に対して、申請者という。に対し、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域において病院の開設、診療所の病床の設置又は病院若しくは診療所の病床数の増加が必要である理由その他の厚生労働省令で定める事項(第七

五項及び第六項において「理由等」という)を記載した書面を提出し、かつ、第三十条の十四第一項に規定する協議場における協議に参加しようとするものとする。

④ 当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む地域(医療計画において定める第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう)における療養病床及び一般病床の数の合計が、当該申請に係る病院の開設、診療所の病床の設置又は病院若しくは診療所の病床数の増加によつて、同条第七項の厚生労働省令で定める基準に概し従ひ医療計画において定めるその区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に満たないとする。

⑤ 当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域における療養病床及び一般病床の数の合計が、地域医療構想において定める当該構想区域における将来の病床数の必要量の合計に既達しているか、又は当該申請に係る病院の開設、診療所の病床の設置若しくは病院若しくは診療所の病床数の増加によつてこれを越えることとなることを認める。

⑥ 申請者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

⑦ 都道府県知事は、第三項の協議場における協議が調わないときその他の厚生労働省令で定めるときは、申請者に対し、都道府県医療審議会に出席し、理由等について説明をしようとする場合がある。

⑧ 申請者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、都道府県医療審議会に出席し、理由等について説明をしようとする場合がある。

⑨ 都道府県知事は、第三項の協議場における協議の推進のために当該申請に係る病床を必要としないとするときは、申請者(第一項各号に掲げる者に限る)に対し、前条第四項の規定にかかわらず、同条第一項から第三項までの許可を与えないことができる。

第七号の二第一項中「医療計画」を「地域医療構想」に改め、「第三十条の四第二項第七号イ」を削り、同条第四項中「その他の」を「その他の」に改め、同条第六項中「及び第四項」を「及び前項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七号の四(一)病床の機能の分化、連携の推進のための協議

① 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、地域医療構想の達成に向けた病床の機能(第三十条の三第二項第七号に規定する病床の機能)をいう。以下この項において同じ)の分化及び連携を推進する必要があると認められる第一号の構想区域又は第二号の区域に所在する病院(療養病床等を得るものに限る)又は診療所(第七号第三項の許可を得て病床を設置するものに限る)の開設者又は管理者に対し、第三十条の十四第一項に規定する協議場における協議に参加しようとする、病床の機能の分化及び連携の推進のために必要な事項について協議を行うことができる。

一 構想区域における療養病床及び一般病床の数の合計が、地域医療構想において定める当該構想区域における将来の病床数の必要量の合計に既達しているとき。

二 医療計画において定める第三十条の四第二項第十二号に規定する区域における療養病床及び一般病床の数の合計が、第三十条の四第七項の厚生労働省令で定める基準に従ひ医療計画において定める当該区域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既達しているとき。

② 前項の病院又は診療所の開設者又は管理者は、同項の規定に基づき第三十条の十四第一項に規定する協議の場合における協議に参加しようとする都道府県知事から求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めるとともに、当該協議の場合において同項に規定する関係者間の協議(当該開設者又は管理者が参加した場合に限る)が調つた事項については、その実施に努めなければならない。

第七号の二 第六条の十二)を「第六条の十二の二」に改める。

第一八条中「診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区」を削る。

第二十九条 第一項第二号中「第三号の三」の下に「第四項第六号中「第七号の五」を加え、同条第三項第六号及び第六項第六号中「第七号の五」を「第七号の六」に改める。

第三〇条の三第二項第五号中「第三十条の四第二項第七号」を「第三十条の三の第三項」に改め、同項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 第三十条の三の第三項に規定する地域医療構想の作成及び進捗状況の評価に関する基本的な事項

第三〇条の三第二項第九号を削り、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加え

『有斐閣 判例六法 令和8年版』訂正情報

本書に以下の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

■420頁2段目、民法⑥【物権的請求権】[175条の前]判例⑦

※判例要約中に不要な文字が入っておりました。正しくは以下のとおりです（下線部分が訂正箇所となります）。

- ① 所有権の円満な状態が侵害されるおそれがあるときは、所有者は、所有権の効力として、現に侵害の危険を生じさせつつある者に対し、その危険の防止を請求することができる。
- ② 土地の所有者は、その土地を占有するに当たっては、隣地所有者の権利を侵害し、又はその侵害の危険を生じさせないよう相当の注意をする必要があり、その土地の現状に基づき隣地所有者の権利を侵害し、又はその侵害の危険を生じさせた場合には、その所有者は、その侵害又は侵害の危険が不可抗力に基因するとき又は相手方がその侵害を認容すべき義務を負うときを除き、その侵害又は侵害の危険が自己の行為に基づくものであるか否か自己に故意又は過失があるかどうかを問わず、その侵害を除去し、又はその侵害の危険を防止すべき義務を負う。
- ③ 土地の所有者は、その権利を行使するに当たっても、隣地所有者の権利を侵害し、又はその侵害の危険を生じさせないよう相当の注意をする必要があり、その危険を生じさせたときはこれを予防する措置を講ずる義務を負う。

■1744頁3段目、刑法36条判例中見出し「九」

1745頁1段目、同条判例中見出し「一〇」

誤	→	正
「九 誤想防衛」	→	「九 過剰防衛」
「一〇 過剰防衛・誤想過剰防衛」	→	「一〇 誤想防衛・誤想過剰防衛」